

【表紙】

【発行登録追補書類番号】8 -外 1 - 1

【提出書類】発行登録追補書類

【提出先】関東財務局長

【提出日】令和 8 年 9 月 4 日

【会社名】エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー
(HSBC Holdings plc)

【代表者の役職氏名】グループ最高財務責任者 マンヴィン・コール
(Manveen Kaur, Group Chief Financial Officer)

【本店の所在の場所】連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア 8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】弁護士 芦 澤 千 尋

【代理人の住所又は所在地】東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー30階
アシャースト・パーキンズ・クイ法律事務所・外国法共同事業

【電話番号】03-5405-6200

【事務連絡者氏名】
弁護士 芦 澤 千 尋
弁護士 高 取 千 春
弁護士 須 賀 彩央里

【連絡場所】東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー30階
アシャースト・パーキンズ・クイ法律事務所・外国法共同事業

【電話番号】03-5405-6200

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】社債

【今回の募集金額】
エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー
第13回期限前償還条項付円貨社債（2026） 216億円
エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー
第14回期限前償還条項付円貨社債（2026） 257億円
エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー
第15回期限前償還条項付円貨社債（2026） 70億円

【発行登録書の内容】

提出日	令和 8 年 5 月11日
効力発生日	令和 8 年 5 月19日
有効期限	令和10年 5 月18日
発行登録番号	8 -外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1 兆円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番 号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし			該当なし	
実 績 合 計 額		0 円	減額総額	0 円

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額）1 兆円

（発行残高の上限を記載した場合）

番 号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実 績 合 計 額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額）該当なし

【安定操作に関する事項】該当事項なし

【縦覧に供する場所】該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

注：本「第1 募集要項」には、エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が発行するエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第13回期限前償還条項付円貨社債（2026）（以下「第13回期限前償還条項付円貨社債」という。）、エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第14回期限前償還条項付円貨社債（2026）（以下「第14回期限前償還条項付円貨社債」という。）およびエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第15回期限前償還条項付円貨社債（2026）（以下「第15回期限前償還条項付円貨社債」という。）（以下「本社債」と総称し、本社債の社債権者を「本社債権者」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、＜第13回期限前償還条項付円貨社債＞、＜第14回期限前償還条項付円貨社債＞および＜第15回期限前償還条項付円貨社債＞の見出しの下にそれぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第13回期限前償還条項付円貨社債＞、＜第14回期限前償還条項付円貨社債＞および＜第15回期限前償還条項付円貨社債＞の見出しの下に記載された「本社債」および「共同主幹事会社」という用語は、それぞれの回号にかかる各用語を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該回号に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの回号の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの回号に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの回号、それぞれの回号の社債権者、それぞれの回号の社債の要項およびそれぞれの回号にかかる財務代理人は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」および「財務代理人」と記載している。ただし、かかる表示は、それぞれの回号の社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、自らが保有するそれぞれの回号の社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

< 第13回期限前償還条項付円貨社債 >

銘 柄	エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第13回期限前償還条項付円貨社債（2026）(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	216億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	216億円

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率 (%)	年2.769% 下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(下記「利息支払の方法-(3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年1回払いベースの年率から半年毎の年2回払いベースの年率に変換する。)および0.75%(年率)の合計値に改定される。下記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年3月11日および9月11日 下記「利息支払の方法」を参照のこと。	任意償還日	2029年9月11日 下記「償還の方法-(3)」を参照のこと。
償還期限	2030年9月11日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	な し	申込期間	2026年9月4日
払込期日	2026年9月11日 (以下「発行日」という。)	申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の 日本国内における本店および各支店

< 第14回期限前償還条項付円貨社債 >

銘 柄	エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第14回期限前償還条項付円貨社債(2026)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	257億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	257億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率 (%)	年3.227% 下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(下記「利息支払の方法-(3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年1回払いベースの年率から半年毎の年2回払いベースの年率に変換する。)および0.95%(年率)の合計値に改定される。下記「利息支払の方法」を参照のこと。

利払日	毎年３月10日および９月10日 下記「利息支払の方法」を参照のこと。	任意償還日	2031年９月10日 下記「償還の方法 - (3)」を参照のこと。
償還期限	2032年９月10日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2026年９月４日
払込期日	2026年９月11日 (以下「発行日」という。)	申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の 日本国内における本店および各支店

< 第15回期限前償還条項付円貨社債 >

銘 柄	エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第15回期限前償還条項付円貨社債（2026）（注１）（注２）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	70億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	70億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（％）	年3.879% 下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（下記「利息支払の方法 - (3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年１回払いベースの年率から半年毎の年２回払いベースの年率に変換する。）および1.10%（年率）の合計値に改定される。 下記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年３月11日および９月11日 下記「利息支払の方法」を参照のこと。	任意償還日	2036年９月11日 下記「償還の方法 - (3)」を参照のこと。
償還期限	2037年９月11日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2026年９月４日
払込期日	2026年９月11日 (以下「発行日」という。)	申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の 日本国内における本店および各支店

< 共通事項 >

(注１) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注２) 本社債は、初回の利払日（下記「利息支払の方法」に定義する。）前にアイルランド証券取引所（ユーロネクスト・ダブリン）のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに上場される予定である。下記「摘要 - 13 英国における課税」を参照のこと。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 （以下「振替機関」という。）	東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に 1 回これを行う。本社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。財務代理契約（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）には、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）に基づき必要な時は常に、発行会社は、財務代理人に対して、発行会社に代わってかかる公告を行うよう書面により請求すべき旨が定められる。

引 受 人

< 第13回期限前償還条項付円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 （以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額 （百万円）	元引受の条件
会 社 名	住 所		

H S B C証券株式会社	東京都中央区日本橋 三丁目11番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2026年9月4 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本 社 債 の 総 額 の 0.20%に相当する 金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		21,600	

< 第14回期限前償還条項付円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
H S B C証券株式会社	東京都中央区日本橋 三丁目11番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2026年9月4 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本 社 債 の 総 額 の 0.25%に相当する 金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		25,700	

< 第15回期限前償還条項付円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
H S B C 証券株式会社	東京都中央区日本橋 三丁目11番 1 号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2026年 9 月 4 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本 社 債 の 総 額 の 0.325 % に 相 当 す る金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目 9 番 1 号		
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目 9 番 2 号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目 5 番 1 号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番 1 号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目 3 番 1 号		
合 計		7,000	

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2026年9月4日付の財務代理・利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人

が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。)、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し(ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。)、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人・発行代理人兼支払代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

<第13回期限前償還条項付円貨社債>

- (1) 本社債の利息は発行日の翌日に当たる2026年9月12日(その日を含む。)からこれを付し、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2027年3月11日に始まり満期日(下記「償還の方法 - (1)」に定義する。)(その日を含む。)までの毎年3月11日および9月11日の2回(以下それぞれを「利払日」という。)、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。
- (2) 発行日の翌日に当たる2026年9月12日(その日を含む。)から任意償還日(下記「償還の方法 - (3)」に定義する。)(その日を含む。)までの期間中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の金額に対して年2.769%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの期間(以下「改定後利率適用期間」という。)中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の利率は、改定後利率決定日(以下に定義する。)における1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(以下に定義する。)(年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。)および0.75%(年率)の合計値(以下「改定後利率」という。)とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

$$2 \times [\sqrt{1 + \text{TONA TSR}} - 1]$$

「TONA TSR」とは、改定後利率決定日における1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)をいう。

「1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)」とは、ベンチマーク管理者としてのFTSE International Limited(またはその承継管理者)(以下「FTSEインターナショナル」という。)によって提供され、東京時間午前10時30分頃にLSEGスクリーンページのJPTSRT0A=RFTB Q(またはその承継ページ)(以下「LSEGスクリーンページ」という。)において公表され、東京スワップレート(TONA参照)として知られる、変動金利レグとして無担保コールオーバーナイト(O/N)物レート(以下「TONA」という。)を参照する円金利スワップ取引(期間1年)の東京時間午前10時頃のミッド・スワップ・レートをいう。ただし、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)が、当初の公表から1時間経過時点または該当するベンチマーク・メソドロジーにおいてFTSEインターナショナルによって指定される再公表期限(もしあれば)のいずれか遅い方の時点または期限内に、

FTSEインターナショナルによって事後に修正および公表された場合、当該レートは、かかる修正に従う。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

「改定後利率決定日」とは、任意償還日の2営業日前の日をいう。

< 第14回期限前償還条項付円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は発行日の翌日に当たる2026年9月12日（その日を含む。）からこれを付し、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2027年3月10日に始まり満期日（下記「償還の方法 - (1)」に定義する。）（その日を含む。）までの毎年3月10日および9月10日の2回（以下それぞれを「利払日」という。）各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする（疑義を避けるために付言すると、初回の利息は、2026年9月12日（同日を含む。）から2027年3月10日（同日を含む。）までの6か月未満の期間について、以下の日割計算に従って計算され、2027年3月10日に支払う。）6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。
- (2) 発行日の翌日に当たる2026年9月12日（その日を含む。）から任意償還日（下記「償還の方法 - (3)」に定義する。）（その日を含む。）までの期間中（ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。）本社債の金額に対して年3.227%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの期間（以下「改定後利率適用期間」という。）中（ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。）本社債の利率は、改定後利率決定日（以下に定義する。）における1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（以下に定義する。）（年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。）および0.95%（年率）の合計値（以下「改定後利率」という。）とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

$$2 \times [\sqrt{1 + TONA\ TSR} - 1]$$

「TONA TSR」とは、改定後利率決定日における1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）をいう。

「1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）」とは、ベンチマーク管理者としてのFTSE International Limited（またはその承継管理者）（以下「FTSEインターナショナル」という。）によって提供され、東京時間午前10時30分頃にLSEGスクリーンページのJPTSRT0A=RFTB Q（またはその承継ページ）（以下「LSEGスクリーンページ」という。）において公表され、東京スワップレート（TONA参照）として知られる、変動金利レグとして無担保コールオーバーナイト（O/N）物レート（以下「TONA」という。）を参照する円金利スワップ取引（期間1年）の東京時間午前10時頃のミッド・スワップ・レートをいう。ただし、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、当初の公表から1時間経過時点または該当するベンチマーク・メソドロジーにおいてFTSEインターナショナルによって指定される再公表期限（もしあれば）のいずれか遅い方の時点または期限内に、FTSEインターナショナルによって事後に修正および公表された場合、当該レートは、かかる修正に従う。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

「改定後利率決定日」とは、任意償還日の2営業日前の日をいう。

< 第15回期限前償還条項付円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は発行日の翌日に当たる2026年9月12日（その日を含む。）からこれを付し、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2027年3月11日に始まり満期日（下記「償還の方法 - (1)」に定義する。）（その日を含む。）までの毎年3月11日および9月11日の2回（以下それぞれを「利払日」という。）各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。
- (2) 発行日の翌日に当たる2026年9月12日（その日を含む。）から任意償還日（下記「償還の方法 - (3)」に定義する。）（その日を含む。）までの期間中（ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。）本社債の金額に対して年3.879%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの期間（以下「改定後利率適用期間」という。）中（ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。）本社債の利率は、改定後利率決定日（以下に定義する。）における1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（以下に定義する。）（年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。）および1.10%（年率）の合計値（以下「改定後利率」という。）とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

$$2 \times [\sqrt{1 + TONA\ TSR} - 1]$$

「TONA TSR」とは、改定後利率決定日における1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）をいう。

「1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）」とは、ベンチマーク管理者としてのFTSE International Limited（またはその承継管理者）（以下「FTSEインターナショナル」という。）によって提供され、東京時間午前10時30分頃にLSEGスクリーンページのJPTSRTOA=RFTB Q（またはその承継ページ）（以下「LSEGスクリーンページ」という。）において公表され、東京スワップレート（TONA参照）として知られる、変動金利レグとして無担保コールオーバーナイト（O/N）物レート（以下「TONA」という。）を参照する円金利スワップ取引（期間1年）の東京時間午前10時頃のミッド・スワップ・レートをいう。ただし、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、当初の公表から1時間経過時点または該当するベンチマーク・メソドロジーにおいてFTSEインターナショナルによって指定される再公表期限（もしあれば）のいずれか遅い方の時点または期限内に、FTSEインターナショナルによって事後に修正および公表された場合、当該レートは、かかる修正に従う。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

「改定後利率決定日」とは、任意償還日の2営業日前の日をいう。

< 共通事項 >

- (b) 改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が公表されない場合またはその他利用不能な場合には、インデックス停止開始日（以下に定義する。）が発生し、かつインデックス停止事由（以下に定義する。）のいずれかが発生していない限り、改定後利率決定日において適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）がLSEGスクリーンページに公表された直前の営業日におけ

る、東京時間午前10時30分頃に公表された当該1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）とする。

「インデックス停止事由」とは、以下のいずれかをいう。

- () 日本銀行（または承継管理者）がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本銀行（または承継管理者）による、またはそのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する承継管理者または提供者がいない場合に限る。）
- () TONAの承継管理者がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、TONAの承継管理者に対する監督当局、日本銀行、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局またはTONAの承継管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する更なる承継管理者または提供者がいない場合に限る。）
- () FTSEインターナショナルが1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、FTSEインターナショナルによる、またはそのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を継続する承継管理者または提供者がいない場合に限る。）
- () FTSEインターナショナルが1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、FTSEインターナショナルに対する監督当局、日本銀行、FTSEインターナショナルに対する管轄権を有する倒産手続当局、FTSEインターナショナルに対する管轄権を有する破綻処理当局またはFTSEインターナショナルに対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を継続する承継管理者または提供者がいない場合に限る。）

「インデックス停止開始日」とは、TONAおよび/または1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）ならびにインデックス停止事由に関して、TONAおよび/または1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、通常であれば提供されるはずであるにもかかわらず、提供されないこととなった最初の日をいう。

- (c) TONAがある営業日において提供されず、TONAに関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由の()および/または()に掲げるいずれかが発生している場合には、下記「利息支払の方法 - (3)(d)」または下記「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用されない限り、かかる営業日およびその後の営業日について、インデックス停止開始日以後に到来する改定後利率決定日のための1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、FTSEインターナショナルが提供する、変動金利レグとして日本円推奨金利（以下に定義する。）を参照する円金利スワップ取引（期間1年）のミッド・スワップ・レートで、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）を承継するミッド・スワップ・レートとして指定、指名または推奨されるもの（以下「承継1年物日本円東京スワップレート」という。）とする。

「日本円推奨金利」とは、TONAの代替を推奨する目的で日本銀行が公式に承認または招集した委員会によってTONAの代替として推奨される金利（スプレッドおよび調整を含む。）（かかる金利は日本銀行または他の管理者によって作成され得る。）で、かかる金利の管理者によって提供され、

またはかかる金利の管理者によって提供されない場合には認定配信者によって公表されるものをいう。

- (d) TONAに関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由の()および/または()に掲げるいずれかが発生している場合で、承継1年物日本円東京スワップレートが存在するもののFTSEインターナショナルが改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に承継1年物日本円東京スワップレートを公表しない(または承継1年物日本円東京スワップレートが利用不能である)場合には、承継1年物日本円東京スワップレート停止事由(以下に定義する。)のいずれかが発生しておらず、かつ下記「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用されない限り、改定後利率決定日における承継1年物日本円東京スワップレートは、直近に公表された承継1年物日本円東京スワップレートとする。

「承継1年物日本円東京スワップレート停止事由」とは、以下のいずれかをいう。

- () FTSEインターナショナルが承継1年物日本円東京スワップレートの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、FTSEインターナショナルによる、またはそのための正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、承継1年物日本円東京スワップレートの提供を継続する承継管理者または提供者がいない場合に限る。)
- () FTSEインターナショナルが承継1年物日本円東京スワップレートの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、FTSEインターナショナルに対する監督当局、日本銀行、FTSEインターナショナルに対する管轄権を有する倒産手続当局、FTSEインターナショナルに対する管轄権を有する破綻処理当局またはFTSEインターナショナルに対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、承継1年物日本円東京スワップレートの提供を継続する承継管理者または提供者がいない場合に限る。)
- (e) () 改定後利率決定日において、TONAに関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由の()および/または()に掲げるいずれかが発生している場合であるが、
- (x) 日本円推奨金利が存在しない場合、もしくは
- (y) 直近に公表された承継1年物日本円東京スワップレートが存在しない場合、もしくは
- (z) 日本円推奨金利が存在するものの日本円推奨金利停止事由(以下に定義する。)がその後に発生している場合、
- () 1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)に関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由のいずれかが発生している場合、または
- () 承継1年物日本円東京スワップレートが存在するものの承継1年物日本円東京スワップレート停止事由がその後に発生している場合には、

1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)は、(x)TONAに関してインデックス停止事由が発生していない場合はTONAを、(y)TONAに関してインデックス停止事由が発生しているものの、日本円推奨金利が存在しており、日本円推奨金利停止事由が発生していない場合は日本円推奨金利を、または(z)その他の場合は代替する日本円リスクフリーレートを、変動金利レグとして参照する円金利スワップ取引(期間1年)のミッド・スワップ・レートとする。かかるミッド・スワップ・レート(以下「代替ミッド・スワップ・レート」という。)は、承継金利決定代理人(以下に定める。)が、当該レートが代替レートとしての代表性があると考えるに十分なだけの国際債券市場取引および店頭デリバティブ取引の業界標準を含めた一切の利用可能な情報を考慮のうえ、誠実に行為して決定する。承継金利決定代理人が代替ミッド・スワップ・レートにスプレッド調整(以下に定義する。)の適用がされなければならないと決定した場合、代替ミッド・スワップ・レートにスプレッ

ド調整が適用される。承継金利決定代理人が、スプレッド調整の値またはスプレッド調整を決定するための算式もしくはメソドロジーを決定することができない場合、代替ミッド・スワップ・レートは、スプレッド調整を適用することなく、参照される。承継金利決定代理人が上記条項に従って代替ミッド・スワップ・レートおよび（適用ある場合）スプレッド調整を決定した場合、承継金利決定代理人は、円金利スワップ取引（期間１年）のミッド・スワップ・レートおよび/またはスプレッド調整についての市場慣習に従うため、社債の要項の変更（本社債についてのフォールバック・レートの決定方法を含むがこれに限らない。）を、定めることができる。適用ある法律により最大限許容される範囲内で、本「利息支払の方法 - (3)(e)」に基づく代替ミッド・スワップ・レートの決定、スプレッド調整の適用および/または社債の要項の変更について、本社債権者の同意または社債権者集会による決議は、必要としない。

本「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用される場合、発行会社は、改定後利率決定日以前に「承継金利決定代理人」を実務上可能な限り速やかに任命するための合理的な努力を尽くす。発行会社は、承継金利決定代理人によってなされるべき計算または決定について経験のある主要な金融機関であれば、自らの関係者その他の者を承継金利決定代理人として任命できる。本「利息支払の方法 - (3)(e)」のいずれの規定にもかかわらず、承継金利決定代理人が決定した代替ミッド・スワップ・レートの適用、当該スプレッド調整の適用または社債の要項の変更によって、損失吸収規制（下記「償還の方法 - (4)」に定義する。）において、本社債が発行会社および/またはグループ（下記「償還の方法 - (4)」に定義する。）の自己資本および適格債務または損失吸収力に関する最低基準に算入される適格性が害されることが合理的に予想されると発行会社が決定する場合には、かかる代替ミッド・スワップ・レートの適用、当該スプレッド調整の適用または社債の要項の変更は行われなない。発行会社および承継金利決定代理人が誠実に行為し合理的な努力をしたにもかかわらず、改定後利率決定日以前に、発行会社が承継金利決定代理人を任命できない場合または承継金利決定代理人が代替ミッド・スワップ・レートを決定できない場合、あるいは前文に基づき代替ミッド・スワップ・レートの適用が行われない場合、改定後利率決定日において適用ある１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）がLSEGスクリーンページに公表された直前の営業日における、東京時間午前10時30分頃に公表された当該１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）とする。

発行会社は財務代理人に対し、発行会社の適式な権限ある署名者１名が署名し、かかる任命、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の代替、TONAおよびFTSEインターナショナルの交替（もしあれば）、スプレッド調整ならびに社債の要項の変更を記載し、かつ承継金利決定代理人が本「利息支払の方法 - (3)(e)」に従って関連する決定を行った旨を確認した証明書を直ちに交付する。

本「利息支払の方法 - (3)(e)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の償還期日後１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、その決定後実務上可能な限り速やかに、かかる承継金利決定代理人の任命、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の代替、TONAおよびFTSEインターナショナルの交替（もしあれば）、スプレッド調整ならびに社債の要項の変更を本社債権者に対して公告する。

「スプレッド調整」とは、いずれの場合も代替ミッド・スワップ・レートに適用するスプレッド（正、負または零のいずれの可能性もある。）またはスプレッドを算定するための算式もしくはメソドロジーをいい、スプレッド、算式またはメソドロジーは、以下のいずれかのものをいう。

- () 1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)または承継1年物日本円東京スワップレートの代替レートとして業界で認容されるレートにするために、当該代替ミッド・スワップ・レートに国際債券市場取引において慣行として適用されているものとして、承継金利決定代理人が、発行会社との協議の上、決定するスプレッド、算式またはメソドロジー
 - () (承継金利決定代理人が、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)または承継1年物日本円東京スワップレートに関して、上記()に定める慣行として適用されているスプレッドがないと決定した場合)1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)または承継1年物日本円東京スワップレートが参照される店頭デリバティブ取引において、かかるスワップレートが代替ミッド・スワップ・レートによって代替されるとき業界標準として、認知または承認されているものとして、承継金利決定代理人が、発行会社との協議の上、決定するスプレッド、算式またはメソドロジー
- 「日本円推奨金利停止事由」とは、以下のいずれかをいう。
- () 日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本円推奨金利の管理者による、またはそのための正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者または提供者がいらない場合に限る。)
 - () 日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本円推奨金利の管理者に対する監督当局、日本銀行、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局または日本円推奨金利の管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者または提供者がいらない場合に限る。)
- (4) 上記「利息支払の方法 - (3)」に従った改定後利率の決定後、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後利率を書面により通知し、その後、改定後利率適用期間の開始日から5営業日以内に、財務代理人は、当該事項を、財務代理人の本店において、通常の営業時間中に本社債権者の閲覧に供する。かかる場合、公告は不要とする。
- (5) 上記「利息支払の方法 - (3)」に従って決定された改定後利率は、明白な誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (6) 株式会社三井住友銀行は、日本国東京都の本店において、本社債にかかる発行会社の利率確認事務取扱者(以下「利率確認事務取扱者」という。)として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、利率(改定後利率を含むがこれに限定されない。)の確認、算出および決定に関する上記「利息支払の方法 - (3)(a)」ないし上記「利息支払の方法 - (3)(e)」に基づく発行会社の一切の義務(公告を行う義務を除く。)の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。本「利息支払の方法」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、利率確認事務取扱者を随時変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで、在職する。かかる場合、発行会社は事前に利率確認事務取扱者の変更を公告する。
- (7) 本社債の利息は、償還期日(その日を含まない。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額につ

いて償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、任意償還日（その日を含む。）までは上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率またそれ以降は改定後利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は発行会社または財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

< 第13回期限前償還条項付円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2030年9月11日（「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

< 第14回期限前償還条項付円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2032年9月10日（「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

< 第15回期限前償還条項付円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2037年9月11日（「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

< 共通事項 >

(2) 税務上の理由による償還

発行日以後に有効となった、英国、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局（以下「課税管轄域」という。）の法律の変更または改正、かかる法律の公式的な適用または解釈（裁判所または審判所の決定を含む。）の変更、あるいは、英国が当事者となっている課税に影響する1つもしくは複数の条約の変更、その公式的な適用もしくは解釈の変更、またはその締結もしくは改正の結果として、

- (a) 発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額（下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を次回以降の利払日に負うこととなる場合、
- (b) 発行会社が本社債の償還を行うと仮定したとき（発行会社が本社債の償還を行う権利を有しているか否かを問わない。）、発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額の支払いを求められることとなる場合、あるいは
- (c) 次回以降の利払日において、本社債に基づきまたは本社債に関連して、発行会社が行う利息の支払い（または発行会社が会計上認識する資金調達費用）が、英国法人税の目的上、全額損金算入の対象とならなくなる場合

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、下記に定めるかかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したかまたは本社債が償還されたと仮定すれば、発行会社が追加額の支払義務を負うか、または（該当する場合）かかる損金算入ができない最も早い日から、90日前よりも前に行うことはできない。

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者1名が署名し、（ ）発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかもしくは負うこととなるか、または（該当する場合）本「償還の方法 - (2)(c)」に定める損金算入ができない旨、（ ）発行会社が本「償還の方法 - (2)」に基づき本社債の償還を選択する旨、（ ）かかる償還期日、（ ）関連する事実の詳細とともに、かかる状況が、存在しているかまたは償還がされなければ本社債の利息の支払いが行われることとなる日以前に発生することが合理的に予測される旨および（ ）発行会社が関連規制当局同意（下記「償還の方法 - (6)」に定義する。）を取得している旨を記載した証明書、ならびに上記（ ）および（ ）に記載の事項を確認する定評ある独立の法律顧問または会計士の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

< 第13回期限前償還条項付円貨社債 >

(3) 発行会社による任意償還

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、2029年9月11日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者1名が署名し、（ ）発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択する旨および（ ）発行会社が関連規制当局同意を取得している旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は、任意償還日の少なくとも14日前までに本社債権者に対してかかる償還を公告する。かかる財務代理人に対する通知および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の任意償還日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

< 第14回期限前償還条項付円貨社債 >

(3) 発行会社による任意償還

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、2031年9月10日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者1名が署名し、（ ）発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択する旨および（ ）発行会社が関連規制当局同意を取得している旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は、任意償還日の少なくとも14日前までに本社債権者に対してかかる償還を公告する。かかる財務代理人に対する通知および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の任意償還日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

< 第15回期限前償還条項付円貨社債 >

(3) 発行会社による任意償還

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、2036年9月11日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者1名が署名し、（ ）発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択する旨および（ ）発行会社が関連規制当局同意を取得している旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は、任意償還日の少なくとも14日前までに本社債権者に対してかかる償還を公告する。かかる財務代理人に対する通知および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の任意償還日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

< 共通事項 >

(4) 損失吸収不適格事由による償還

損失吸収不適格事由（以下に定義する。）が生じている場合、下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (4)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者1名が署名し、（ ）関連する事実の詳細とともに、損失吸収不適格事由が発生し、かつ継続している旨、（ ）発行会社が本「償還の方法 - (4)」に基づき本社債の償還を選択する旨、（ ）かかる償還期日および（ ）発行会社が関連規制当局同意を取得している旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に対してかかる償還を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (4)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (4)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

「グループ」とは、発行会社およびその連結子会社をいう。

「損失吸収不適格事由」は、以下の(a)または(b)の結果として、本社債の全部または一部が発行会社および/またはグループの(A)自己資本および適格債務ならびに/または(B)損失吸収力に関する最低基準に算入できなくなっている場合（いずれの場合についても、発行会社および/またはグループに適用される、関連する損失吸収規制に従って決定される。）に発生しているものとみなされる。

(a) 発行日以降に有効となる損失吸収規制

(b) 発行日以降に有効となる、損失吸収規制の改正もしくは変更または損失吸収規制の適用もしくは公権的解釈の変更

ただし、関連する最低基準からの本社債の除外が、発行日において発行会社および/またはグループに対して有効な関連する損失吸収規制に基づき当該最低基準に算入するための適格要件として定められた期間を、本社債の残存期間が下回ることを理由とする場合は、損失吸収不適格事由に該当しない。

「損失吸収規制」とは、いかなる時点においても、自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力に関する最低基準についての、その時々法律、規則、要件、指針、制度および方針で、英国において有効であり、発行会社に対してその時々において適用されるものをいう（当該法律、規則、要件、指針、制度または方針が、発行会社に対し、あるいは発行会社およびその持株会社もしくは子会社または当該持株会社の子会社に対し、一般的に適用されるか、または個別に適用されるかを問わない。）。

(5) 買入消却

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社、その持株会社もしくは子会社またはかかる持株会社の子会社は、公開市場その他においていかなる価格でも本社債を買入れることができ、また、当該本社債を転売することができる。ただし、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

(6) 規制当局の同意

発行会社は、その時点において損失吸収規制により要求される限り、関連規制当局同意を先に取得した場合にのみ、上記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、本社債を償還し、または買入れる権利を行使することができる。

本目的上、発行会社と本社債権者との間においては、発行会社の適式な権限を有する署名者1名が署名し財務代理人に送付された、関連規制当局同意を取得している旨記載された証明書は、発行会社が関連規制当局同意を取得したことの確証となり、本社債権者に対して拘束力を有する。

疑義を回避するために付言すると、発行会社が上記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って本社債を償還し、または買入れる権利につき、上記の関連規制当局同意の取得要件は、(x)損失吸収規制が別途に取得要件としていない限り、本社債を発行会社および/またはグループの自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力に関する最低基準に完全に算入できなくなった(または償還期日もしくは買入日に完全に算入できなくなる)場合、(y)損失吸収規制に基づき関連英国破綻処理当局(下記「摘要 - 10 英国ペイルイン権限の行使に関する合意 - (1)」に定義する。)が付与した許可に基づき、当該許可に定める限度内で本社債がマーケットメイクのために買入れられる場合、あるいは(z)損失吸収規制に基づき関連英国破綻処理当局が付与した包括事前許可に基づき、当該許可に定める限度内で本社債が償還または買入れられる場合、適用されない。

「関連規制当局同意」とは、本社債の償還または買入れに関して、適用ある損失吸収規制に基づき、かかる償還または買入れのために要求される、関連英国破綻処理当局の許可をいう。

担 保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接かつ無担保の債務であり、本社債相互間で優先することなく同順位であり、また、法律により優先される債務を除き、発行会社の現在および将来のその他すべての非劣後かつ無担保の債務と同順位である。

本社債に関する請求権は、本社債権者が発行会社に負う債務に対してまたはそれに関して、本社債権者により、相殺することができず、反訴の原因とすることもできず、また、各本社債権者は、本社債権者が発行会社に負う債務に対してまたはそれに関して、本社債に関する請求権によって相殺する権利または反訴する権利を放棄し、すべての目的のために放棄したものととして扱われる。前文にかかわらず、本社債権者が、かかる相殺または反訴によって本社債に関する金員またはその利益を受領または回収した場合、本社債権者は、かかる金員または利益を発行会社のために信託として保有し、その金額を発行会社または発行会社の解散の場合には発行会社の清算人に、支払う。

財務上の特約

該当事項なし。

社債権者集会

(1) (a)本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合(かかる本社債権者は財務代理人に対し保有証明書(下記「摘要 - 2 強制 - (2)」に定義する。)を提示するものとする。)、または(b)発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、いずれの場合も、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

- (2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならない。さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要 - 3 支払い - (イ)」に定義する。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。
- (3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。
- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
 - (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または発行会社の破産、会社更生もしくはこれらに準ずる手続に関するすべての行為
 - (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更
 - (d) 社債の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項
- 「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。
- 社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。
- 上記にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本社債権者の全員が書面または（発行会社が電磁的方法による同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。本段落に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知する。
- (4) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたものとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

準拠法および管轄裁判所

イングランド・ウェールズ法に準拠しそれによって解釈される発行会社による本社債の発行に関する授權および上記「本社債の地位」の第二段落を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人としてザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの日本における代表者を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒103-0027東京都中央区日本橋三丁目11番1号H S B Cビルディングに所在のあるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの東京支店のその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに書面で通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

1 信用格付

(a) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債につき、発行会社の依頼による、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供されまたは閲覧に供される信用格付（予定を含む。）は取得していない。

(b) 無登録格付業者から付与された信用格付

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）による、2026年9月3日（ロンドン時間）現在の発行会社の無担保シニア債務格付はA3であり、S&Pグローバル・レーティング・ユークー・リミテッド（以下「S&P」という。）による、2026年9月3日（ロンドン時間）現在の発行会社の長期発行体格付はA-である。本社債につき、発行会社は、ムーディーズおよびS&Pより信用格付をそれぞれ取得する予定である。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金商法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない（以下「無登録格付業者」という。）。無登録格付業者は、金融庁の監督および登録格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項にかかる情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が、また、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格

付)第5号)が、金商法第66条の27に基づく信用格付業者としてそれぞれのグループ内において登録されており、ムーディーズおよびS&Pは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人(同内閣府令第116条の3第2項に定義される。)である。ムーディーズおよびS&Pが付与する信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>)の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「無登録格付け情報」(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2 強制

- (1) 本社債に関して支払期日の到来した元金または利息のいずれかの支払いについて14日間以上の不履行が発生した場合、各本社債権者は、支払いを強制するために、その裁量によりまた更なる通知を必要とすることなく、イングランド(England)において発行会社の解散手続を申し立てることができる。ただし、()かかる支払いに適用のある、財政もしくはその他の法令、もしくは管轄権を有するいずれかの裁判所の命令を遵守するため、または()かかる法令もしくは命令の有効性もしくは適用可能性について疑義がある場合において上記14日間中のいかなる時点においても定評ある独立の法律顧問から受けたかかる有効性もしくは適用可能性に関する助言に従って、当該支払いを留保または拒絶する場合、かかる不履行とはしない。
- (2) 各本社債権者は、本社債に基づき発行会社に対して拘束力を有する義務、条件または条項(当該本社債に関する元金、利息もしくは費用の支払義務または本社債に関するその他の支払義務を除く。)を強制するために、その裁量によりまた更なる通知を必要とすることなく、各本社債権者が適切と考える手続を発行会社に対して開始することができ、また、以下の定めに従うことを条件として、イングランド(England)において発行会社の解散手続の申立ておよび/またはイングランド(England)における発行会社の解散もしくは財産管理手続での請求をすることができる。ただし、発行会社は、発行会社の解散手続以外の手続の開始を理由として、金銭の支払いを求められてはならない(関連する本社債に関する元金、利息もしくはその他の金額に関するものか、または当該義務、条件もしくは条項の違反もしくはその他のいかなる方法での損害によるものかを問わない。)。本社債権者が、本「摘要 - 2 強制 - (2)」に記載される義務を強制するために発行会社の解散手続の申立ておよび/またはイングランド(England)における発行会社の解散もしくは財産管理手続での請求をすることができるのは、発行会社のかかる義務の不履行が、その治癒を求める通知が財務代理人の本店において発行会社に対しいずれかの本社債権者によりなされた後(当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書(以下「保有証明書」という。)を提示しなければならない。) 60日(または特別決議によって承認されたより長い期間)以内に治癒されない場合に限る。
- (3) イングランド(England)において発行会社を解散する旨の命令がなされるか、またはその旨の有効な決議がなされる場合(ただし、特別決議によって事前にその条件が承認された再建スキームまたは合併スキームに関連する場合を除く。)、各本社債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行会社に対して当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知をなすことにより(当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を提示しなければならない。)、直ちに当該本社債権者の保有するいずれの本社債についても、期限の利益の喪失を宣言すること

ができ、かかる場合、当該本社債は、直ちに当該本社債の金額の100%でその日（その日を含む。）までの経過利息を付して支払われる。

- (4) 本「摘要 - 2 強制」において個別に定める場合を除いて、本社債の未払いの金額の回収のためであるか、または本社債その他に基づくいかなる義務、条件もしくは条項の発行会社による違反に関するものであるかを問わず、本社債権者は、発行会社から救済（相殺にかかるいかなる権利をも含む。）を受けられない。
- (5) 本「摘要 - 2 強制」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

3 支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、発行会社は、自らまたは財務代理人をして、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告し、または公告させる。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、発行会社または財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

4 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 本社債に関する一切の支払い（元金、利息その他を問わない。）は、課税管轄域によりまたはそのために、課され、賦課されまたは徴収されるいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。かかる場合、発行会社は、利息の支払いに関してのみ（元金は対象外とする。）、かかる源泉徴収または控除が要求されなければ本社債権者が受領することとなる金額が本社債権者によって受領されるための追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、（ ）単に当該本社債を保有すること以外に課税管轄域と関連を有することを理由として、当該本社債について税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者に対するまたは当該本社債権者のための第三者に対する当該本社債に関する追加額、または（ ）本社債券（下記「摘要 - 5 本社債券の不発行」に定義する。）が発行された場合に限り、関連日（以下に定義する。）から30日を超えた本社債に関する追加額（ただし、本社債券をかかると30日の期間の末日に支払いのために呈示すれば本社債権者が追加額を受領できた場合は除く。）は、支払われない。

「関連日」とは、（ ）利息の関連する支払期日が最初に到来した日、または（ ）支払期日以前に支払代理人によってかかる支払期日に支払われるべき全額が適式に受領されない場合、支払代理人によってかかる全額が受領され、発行会社もしくは財務代理人が上記「摘要 - 3 支払い - (ハ)」に従ってその旨の最後の公告を適式に行った日のうち、遅い方の日を意味する。

- (ロ) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において利息には、本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (ハ) 社債の要項におけるその他の規定にかかわらず、発行会社は、1986年アメリカ合衆国内国歳入法典第1471条ないし第1474条（その改正または承継規定を含む。）の定めにより要求される金額、または政府間協定もしくは当該協定の規定に関連して他の法域において採択された実施立法、もしくはアメリカ合衆国内国歳入庁との契約に基づいて要求される金額（以下、これらの金額を「FATCA源泉徴収税」という。）を、源泉徴収または控除することが認められる。発行会社の代理人以外のある者がFATCA源泉徴収税を課されることなく支払いを受けることができない結果、発行会社、支払代理人またはその他の当事者により控除または源泉徴収されたFATCA源泉徴収税について、発行会社は、追加額の支払義務を負わず、また本社債権者を補償する義務を負わない。

5 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限り、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は発行会社の負担とする。

6 合併制限等

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、他の会社と新設合併し、他の会社に吸収合併され、または他の会社にその財産もしくは資産の実質的に全部を譲渡、売却、移転もしくはリースすることができる。ただし、以下のすべてを満たすことを条件とする。

- (a) かかる新設合併により設立される会社、発行会社を吸収合併する会社、または発行会社の財産もしくは資産の実質的に全部を譲渡、移転もしくはリースにより取得する会社が、()かかる承継会社および/または発行会社により財務代理人と締結される追補契約により、本社債すべてに関する元金および利息の期日における適正な支払い、ならびに社債の要項に基づき発行会社が履行または遵守すべきすべての義務および誓約の履行を、明示的に引受ける場合で、かつ()適用があれば、課税管轄域の定義における英国を、かかる承継会社が税務上所在するとされる法域に変更すること。
- (b) かかる取引が効力を発生した直後、およびかかる取引の結果、承継会社の義務となる負債をかかる取引時に承継会社が負担していたものとして取り扱った場合において、上記「摘要 - 2 強制 - (1)」もしくは「摘要 - 2 強制 - (3)」に掲げる事由、上記「摘要 - 2 強制 - (2)」に定める期間内での承継会社による義務の不履行の不治癒または通知、時の経過もしくはその双方によりかかる事由もしくは不治癒となる事由が、発生および継続していないこと。
- (c) 発行会社および承継会社が、財務代理人に対して、かかる新設合併、吸収合併、譲渡、移転またはリースが本「摘要 - 6 合併制限等」に従ったものである旨を述べる、発行会社の適式な権限ある署名者1名により署名された証明書および定評ある独立の法律顧問による意見書を交付していること。

本「摘要 - 6 合併制限等」に基づき財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、

本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「摘要 - 6 合併制限等」に従った他の会社との新設合併、他の会社による吸収合併、または他の会社への発行会社の財産もしくは資産の実質的に全部の譲渡、移転もしくはリースにより、かかる新設合併により設立される承継会社、発行会社を吸収合併する承継会社、またはかかる譲渡、移転もしくはリースがなされる承継会社は、あたかも、元来社債の要項における発行会社であったのと同様に、発行会社を承継し、発行会社を代替し、発行会社の社債の要項に基づくあらゆる権利および権能を行使することができ、以後発行会社は、リースの場合を除き、社債の要項に基づくすべての義務および誓約から免責される。

7 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

8 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

9 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、()かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と()かかる判決または命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

10 英国バйлイン権限の行使に関する合意

(1) 本社債のその他の条件または発行会社と本社債権者との間のその他の合意、取決めもしくは了解にかかわらず、かつそれらを排除して、各本社債権者(本目的上、本社債の各実質保有者を含む。)は、本社債を取得することにより、本社債から生ずる本支払金額(以下に定義する。)が関連英国破綻処理当局による英国バйлイン権限(以下に定義する。)の行使に服することを認識し、かつ承認し、また、以下に拘束されることを認識し、承認し、同意し、かつ合意する。

(a) 関連英国破綻処理当局による英国バйлイン権限の行使の効果であって、以下のいずれかまたはそれらの組み合わせを含むことがあり、また以下のいずれかまたはその組み合わせを生じさせることがあるもの

() 本支払金額の全部または一部の減額

() 社債の要項の改定、修正または変更によるものを含む、本支払金額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換(および本社債権者に対するかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務の発行または付与)

() 本社債の消却

() 本社債の償還期日の改定もしくは変更または本社債について支払われる利息額もしくは利払日の改定(一時的な支払いの停止を含む。)

(b) 関連英国破綻処理当局による英国バйлイン権限の行使を有効にするための社債の要項の変更(必要な場合)

関連英国破綻処理当局による英国バイルイン権限の行使後は、かかる行使の結果として本支払金額が減額、転換、消却、改定または変更される限度において、かかる本支払金額の返済または支払いの期限は到来せず、また支払いもなされない。

「本支払金額」とは、追加額を含む、本社債の元金および本社債の未払いの経過利息をいう。かかる金額には、関連英国破綻処理当局による英国バイルイン権限の行使の前に、支払期限が既に到来していたが支払われていない金額を含む。

「バイルイン法制」とは、不健全もしくは経営難にある銀行、投資会社その他の金融機関またはそれらの関連会社の破綻処理（清算、管理手続その他の倒産手続によるものを除く。）に関連して英国において適用ある法律または規則をいい、銀行法（以下に定義する。）第1編を含むが、これに限らない。

「銀行法」とは、2009年英国銀行法（その後の改正を含む。）をいう。

「関連英国破綻処理当局」とは、英国バイルイン権限を行使する権能を有する当局をいう。

「英国バイルイン権限」とは、銀行、投資会社もしくはそれらの関連会社である者により発行された株式を消却、移転もしくは希薄化する権限、かかる者の債務の態様もしくは当該債務を発生させた契約もしくは証券を消却、減額、移転、修正もしくは変更する権限、かかる債務の全部もしくは一部をかかるともしくはその他の者の株式、有価証券もしくは債務に転換する権限、かかる契約もしくは証券に基づく権利が行使されたのと同様の効果がかかる契約もしくは証券に発生すると定める権限、または、かかる債務に関する義務を停止する権限で、バイルイン法制に基づくものをいう。

- (2) 発行会社に関する関連英国破綻処理当局による英国バイルイン権限の行使の結果として本支払金額の全部または一部の、減額もしくは消却または発行会社もしくはその他の者のその他の有価証券もしくは債務への転換、あるいはより一般的には、本社債に関する関連英国破綻処理当局による英国バイルイン権限の行使は、いかなる目的でも本社債の不履行を構成しない。従って、本社債権者は、関連英国破綻処理当局による英国バイルイン権限の行使のみを理由として、本社債の期限の利益を喪失させるか、または発行会社の解散手続を申し立てる権利を有さない。
- (3) 本社債に関する、関連英国破綻処理当局による英国バイルイン権限が行使された場合、発行会社は、直ちにかかる行使について財務代理人に書面で通知し、その旨を本社債権者に対して財務代理人を通じて公告する。疑義を避けるために付言すると、発行会社による本「摘要 - 10 英国バイルイン権限の行使に関する合意 - (3)」における通知または公告の遅滞または懈怠は、英国バイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさない。
- (4) 各本社債権者（本目的上、本社債の各実質保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、適用ある法律（振替機関業務規程等を含むがこれに限定されない。）により最大限許容される範囲内で、かかる本社債権者、実質保有者および財務代理人による更なる行為または指示なしに、振替機関および機構加入者または場合により口座管理機関が本社債に関する英国バイルイン権限の行使を遂行するために要求される限りの必要な一切の措置をなすことを許可し、指示し、かつ請求したものとみなされる。
- (5) 流通市場において本社債を取得する本社債権者（本目的上、本社債の各実質保有者を含む。）ならびに本社債権者の承継者、譲受人、相続人、遺言執行者、管理人、破産管財人および法定代理人は、本社債を当初の発行において取得した本社債権者との同一の範囲で本「摘要 - 10 英国バイルイン権限の行使に関する合意」における同一の規定（英国バイルイン権限に関する社債の要項の認識、これによる拘束への合意およびこれへの同意を含むがこれに限定されない。）を認識し、これに拘束されることに合意し、かつこれに同意したものとみなされる。

11 修正および変更

適用ある法律により最大限許容される範囲内で、社債の要項については、以下の修正および変更のみに限り本社債権者の同意なしに行うことができる。かかる修正および変更とは、不明確な条項の明確化、誤りの

ある条項に関する訂正もしくは追加、本社債権者の利益のために行う誓約の追加、もしくは発行会社に授与された権利もしくは権限の放棄を目的とするもの、または発行会社が必要として要望するもので、かつ本社債権者の利益に悪影響を及ぼさないようなその他の方法によるものとする。発行会社は、かかる修正および変更を直ちに財務代理人に書面で通知し、その旨本社債権者に対して実務上可能な限り速やかに公告する。本「摘要 - 11 修正および変更」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

12 日本国における課税

投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

13 英国における課税

以下の記述は、本社債にかかる元利金の支払いに関連する、本書提出日現在の英国における源泉徴収課税の取扱いについて要約したものである。本要約は、現行法および英国歳入税関庁（以下「歳入税関庁」という。）の公表された実務（2026年9月3日（ロンドン時間）現在）に依拠しているが、これらは将来、時には遡及的に、変更されることがある。以下の記述は、本社債の取得、保有および処分にかかる英国のその他の課税上の取扱いについて記述したものではない。以下の記述は、もっぱら本社債の完全な実質所有者である者の地位に関連するものである。将来において本社債権者となる者は、本社債のいずれかの回号にかかる特定の発行条件が、当該回号および本社債のその他の回号における課税上の取扱いに影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。以下の記述は情報の提供を目的とする一般的な指針であり、十分な注意をもって取り扱われるべきである。以下の記述は税務上の助言を提供することを意図したものではなく、本社債の購入希望者に関連する可能性があるすべての税務上の検討事項について記述することを目指したものでない。本社債権者は、自らの税務上の地位について何らかの疑いがある場合は、専門家に助言を求めるべきである。本社債権者が本社債の取得、保有または処分について英国以外の管轄地で納税義務を負う可能性がある場合は、かかる納税義務の有無（および納税義務がある場合はいずれの管轄地の法律に基づいてかかる納税義務を負うか）について、専門家の助言を求めることが特に望ましい。なぜなら、以下の記述は、本社債にかかる支払いについて、もっぱら英国における課税上の一定の側面を述べたものに過ぎないからである。本社債権者は特に、本社債にかかる支払いについては、たとえかかる支払いが英国の法律に基づく課税上の（またはこれを理由とする）源泉徴収または控除なしに行われる場合であっても、他の管轄地の法律に基づく納税義務を負う可能性があることに留意すべきである。

(A) 英国の源泉徴収税

- (1) 利息の支払いを受ける権利を伴う本社債は、承認された証券取引所（2007年英国所得税法（以下「法」という。）第987条のための第1005条における意味を有する。）に上場されており、かつ上場され続けるか、または承認された規制証券取引所によって運営される「多角的取引システム（multilateral trading facility）」（法第987条における意味を有する。）での取引が認可さ

れている場合に限り、「上場ユーロ債」を構成する。本社債が上場ユーロ債であり、かつ上場され続ける間は、本社債についてなされる利息の支払いについては、英国の所得税上の（またはこれを理由とする）源泉徴収または控除なしに行うことができる。

歳入税関庁のコミッショナーが下した命令により、承認された証券取引所として指定された取引所において取引が許可されている場合、証券は、この目的において、「承認された証券取引所に上場」され、（2000年金融サービス市場法第6章の意味における）英国のオフィシャル・リスト（2000年金融サービス市場法第6章における意味を有する。）に記載されるか、または欧州経済地域加盟国に一般的に適用される規定に相当する規定に基づき、承認された証券取引所を持つ英国外の国において正式に上場される。

アイルランド証券取引所（ユーロネクスト・ダブリン）は承認された証券取引所（法第1005条における意味を有する。）である。発行会社は、現行の歳入税関庁の実務につき、ユーロネクスト・ダブリンのグローバル・エクスチェンジ・マーケットに正式に上場されかつ取引が許可されている証券は、これらの目的において「承認された証券取引所に上場」されているとみなされると理解している。

- (2) 上記(A)(1)に記載する免除規定に該当しないその他すべての場合において、本社債の利息は、関連する税率（現行では基本税率20%、2027年4月6日以降は貯蓄基本税率22%）により英国の所得税を控除して支払がなされるものに該当する可能性がある。ただし、適用ある二重課税防止条約の規定または適用される可能性のあるその他の免除規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合には、これに従う。

(B) 英国の源泉徴収税にかかるその他の規則

- (1) 利息の支払いが、英国の所得税の控除を受けて行われた場合、英国の居住者ではない本社債権者は、適用ある二重課税防止条約に適切な規定があるときまたは現地の税法上可能なときには、控除税額の全部または一部を回復できる可能性がある。
- (2) 本社債が元本金額の100%を下回る発行価格で発行される場合、かかる本社債の割引相当部分については、上記(A)の諸規定による英国の源泉徴収税は、一般的には課されない。
- (3) 上記にいう「利息」とは、英国の税法上解釈される「利息」を意味する。上記は、他の法律に基づき、または、本社債の要項もしくは関連する書類によって設定される、「利息」または「元本」についてのいかなる異なる定義も考慮に入れていない。本社債にかかる支払いが、英国の税務目的上、利息を構成せず（または利息として扱われず）、例えば、英国の税務目的上、年次払いまたは貸株関連払（manufactured payment）を構成する（またはそのように扱われる）場合（特に、本社債の特定の発行条件に規定する諸要項によって決定される。）は、英国の源泉徴収税の対象となる可能性がある。この場合には、英国の関連する税率の所得税を控除の上支払われるべきとされる可能性がある。ただし、適用される可能性のある源泉徴収の免除規定および適用ある二重課税防止条約の規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合には、これに従う。本社債権者は、本社債にかかる支払いであって、英国の税法上の解釈においては「利息」または「元本」を構成しないものにかかる源泉徴収税上の取扱いについて、各自専門家の助言を求めるべきである。
- (4) 本「摘要 - 13 英国における課税」と題する上記の概要は、発行会社の代替、新設合併または吸収合併が行われないことを前提とするものであり、かかる代替、新設合併または吸収合併が行われた場合の税務上の影響については考慮していない。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
543億円	1億3,020万円	541億6,980万円

(注) 第13回期限前償還条項付円貨社債、第14回期限前償還条項付円貨社債および第15回期限前償還条項付円貨社債の合計金額である。

(2)【手取金の使途】

発行会社は、本社債の手取金を一般事業目的に使用する予定である。

第2【売出要項】

該当事項なし

募集又は売出しに関する特別記載事項

本社債の条項に基づき、本社債権者は関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に拘束されることに合意する。

本社債権者は、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に拘束されることに合意し、また、各本社債権者は、英国ペイルイン権限が発動された場合、その投資（元本および経過利息を含む。）のすべてを失う可能性があるというリスク、または、残存する本社債もしくは本社債が転換された後の有価証券（発行会社の普通株式を含む。）が、転換時およびそれ以降、ほとんど価値を有さない可能性があるというリスクについて、検討すべきである。

特に、各本社債権者は、本社債権者が本社債を取得することにより、本社債のその他の条件または各本社債権者と発行会社との間のその他の合意、取決めもしくは了解にかかわらず、(a)関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の結果および(b)関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使を有効にするための本社債の条項の変更（必要な場合）に拘束されることを認識し、承認し、同意し、かつ合意する。関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使後は、かかる行使の結果として本支払金額が減額、転換、消却、改定または変更される限度において、かかる本支払金額の返済または支払いの期限は到来せず、また支払いもなされない。さらに、各本社債権者は、関連英国破綻処理当局が、その本社債に関する英国ペイルイン権限の行使の決定について事前の通知を行うことなく英国ペイルイン権限を行使することに同意する。

適用される銀行の破綻処理権限

2014/59/EU指令（信用機関および投資会社の再建と破綻処理に関する枠組みを定めるものであり、その後の改正、補充または置き換えられたものを含み、以下「BRRD」という。）は、信用機関およびその親会社とその他のグループ会社に対する再建と破綻処理に関するEUにおける全体的な枠組みを定めている。BRRDは、関連当局が、信用機関の健全性または機能不全に早期かつ迅速に対応し、当該機関の重要な金融・経済機能の継続を確保しつつ、当該機関の破綻が経済および金融システムに与える影響を最小限に抑えるためのツールセットを提供することを目的としている。英国では、銀行法がBRRDの主要な規定を施行しているため、同法が再建と破綻処理制度に関する枠組みを定めている。

法定の介入権限

発行会社は、英国の銀行の親会社として、銀行法の適用を受ける。同法は、英国の銀行が財政難に陥った場合、あるいはその可能性がある場合、英国財務省、イングランド銀行、英国健全性監督機構および/または金融行為監視機構（以下それぞれを「英国関連破綻処理当局」という。）に、英国の銀行とその親会社、その他のグループ会社に関する幅広い権限を与えるものである。これらの権限には、(a)英国の銀行もしくはその親会社によって発行された有価証券の全部もしくは一部または英国の銀行もしくはその親会社の財産、権利および債務（本社債を含むことがある。）の全部もしくは一部を、民間の買受人に譲渡するか、有価証券の場合、英国財務省もしくは英国財務省が指名する者に譲渡するか、または財産、権利もしくは債務の場合、ブリッジバンク（イングランド銀行が所有する事業体）に譲渡する権限、(b)債務不履行に関する条項、契約またはその他の合意（当事者による契約の終了または支払債務の期限の利益喪失を可能にする規定を含む。）を無効にする権限、(c)英国の銀行に関する一定の破綻処理手続を開始する権限、(d)英国の銀行の譲受銀行または承継銀行が効率的に営業することができるよう、合理的な対価をもって、英国の銀行またはその親会社とそのグループ事業体（既に当該グループの構成員でなくなった会社を含む。）との間の契約上の義務を無効にし、変更またはかかる契約上の義務を負わせる権限が含まれる。さらに、銀行法は、英国財務省に対し、特別破綻処理制度に基づく権限を効果的に行使することを可能にするために、必要に応じて遡及効果を伴う法令改正を行う権限を付与している。

本社債権者の請求権減額に関する権限

英国関連破綻処理当局に付与された権限には、特定の債権者の請求権を変更または消滅させる権限も含まれる。これらの権限には、「資本性証券および負債の消却・転換権限」および「ベイルイン権限」が含まれる。

資本性証券および負債の消却・転換権限は、当該英国関連破綻処理当局が、対象となる機関および/または持株会社の場合にはそのグループ内の機関が実質破綻時に達したと判断した場合で、かつ、資本性証券以外の証券または（当該機関が破綻処理対象主体でない場合には）特定の内部の非自己資本である負債（以下「関連内部負債」という。）に対するベイルインが必要でない場合に行使され得る（ただし、消却・転換権限の行使は、その後のベイルイン権限の行使を妨げるものではない。）ほか、破綻処理手続の要件が満たされる場合にも行使され得る。この権限を用いて行われる消却または転換は、特定の順序に従って実施されなければならない。すなわち、まず、既存の株主の普通株式が全額消却、取消され、または充当されなければならない。その後、その後、Tier 1 証券が影響を受ける。つぎに、Tier 1 証券が完全に消却または転換されなければならない。その後、Tier 2 証券が影響を受ける。（破綻処理対象主体でない場合には）Tier 2 証券が完全に消却または転換された後に関連内部負債が影響を受ける。なお、資本性証券および負債の消却・転換権限は発行会社の資本性証券にのみ適用され得るため、本社債には適用されない。

ベイルイン権限とは、英国関連破綻処理当局に対し、経営破綻に瀕した金融機関またはその持株会社の一定の無担保負債（これには本社債が含まれる可能性がある。）の元本または利息の全部または一部を消却する権限、一定の債務に係る請求権（これには本社債に基づき支払われるべき金額が含まれる可能性がある。）を、存続する法人または（存在する場合）その持株会社の普通株式を含む他の有価証券に転換する権限、ならびに当該請求権の条項を修正または変更する権限（これには本社債の満期の変更、支払利息額または利息支払期日の変更、あるいは支払いの一時停止を含む。）を付与するものである。銀行法は、英国関連破綻処理当局がベイルイン権限を通常の倒産手続における優先順位とは異なる特定の優先順位に従って行使することを要求している。とりわけ、英国関連破綻処理当局は、()その他Tier 1 証券、()Tier 2 証券、()その他の劣後債権、()特定のシニア債権の順序で消却または転換しなければならない。なお、ベイル

イン権限は「債権者がより不利な取扱いを受けない」ことを保障するセーフガードに服する。このセーフガードの下では、ペイルイン権限の行使後に、当該金融機関が倒産手続に入った場合に比して不利な取扱いを受けた株主または債権者は、補償を受ける権利を有する可能性がある。

さらに、ペイルイン権限が行使され本社債の転換により本社債権者に発行され得る有価証券が、証券取引所の上場要件を充足せず、また、発行会社の残存する上場有価証券が、当該上場していた証券取引所から上場廃止される可能性がある。本社債の転換により本社債権者が受領する有価証券（債券か株式かを問わない。）は、（もし上場されるとしても）少なくとも長期間にわたって上場されない可能性があり、または関連する取引所の上場廃止に直面する可能性がある（例えば、ニューヨーク証券取引所に上場している発行会社の米国預託証券、ロンドン証券取引所に上場している発行会社の普通株式またはその他を含む。）。また、本社債の転換により発行される有価証券の発行者（発行会社以外の事業体である可能性がある。）の業務、経営または財務書類に関する開示は、もし存在するとしても、限定される可能性があり、または、既存の発行者に関する開示が、ペイルイン権限の行使の結果生じた事業、経営または財務書類の変更を反映して更新されない可能性がある。

さらに、本社債権者は、英国関連破綻処理当局がペイルイン権限（またはその他の破綻処理権限）を行使するとの決定に対して異議を申し立てる権利、当該決定の執行停止を求める権利、または当該決定を司法的または行政的手続その他により審査させる権利について、限定的な権利しか有しない可能性がある。

銀行法に基づくペイルイン権限の行使は一定の前提条件に服するものの、発行会社およびその発行する有価証券（本社債を含む。）に関して当該権限を行使するか否かを決定するにあたり、英国関連破綻処理当局が考慮する具体的要素（発行会社の支配の及ばない要素や発行会社に直接関連しない要素を含むが、これらに限定されない。）については依然として不確実性が残されている。さらに、英国関連破綻処理当局は当該権限の行使の方法および時期に関して相当の裁量を有しているため、発行会社の有価証券の保有者は、当該権限の行使可能性およびその発行会社および有価証券への影響を予測するにあたり、公表されている基準を参照することができない可能性がある。場合によっては、英国関連破綻処理当局は、破綻処理開始時に負債を減額するのではなく、当該負債をペイルイン期間中に預託者に移転し、繰延ペイルインの適用を決定する可能性があり、この場合、負債は破綻処理の開始時には減額されないが、ペイルイン期間中に預託者に移転されて保持され、ペイルイン期間の後期で減額の条件が決定される。したがって、銀行法に基づく、またはその他の方法によるペイルイン権限の行使が発行会社に与える影響の全体像を現時点で評価することはできない。

本社債を取得することにより、各本社債権者は、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使を認識し、当該行使に拘束されることに合意し、かつ当該行使に同意するものとする。

グループの再編を指示する権限

資本性証券および負債の消却・転換権限ならびにペイルイン権限に加え、銀行法に基づき英国関連破綻処理当局に付与される権限には、（ ）対象金融機関またはその事業の全部または一部を、株主の同意を得ることなく、また本来適用される手続要件を遵守することなく、商業的条件で売却するよう指示する権限、（ ）対象金融機関の事業の全部または一部を「ブリッジ機関」（かかる目的のために設立され、完全または部分的に公的管理下に置かれる法人）に移転する権限、ならびに（ ）債務不履行または問題資産を一つまたは複数の公的所有の資産管理会社に移転し、最終的な売却または秩序ある清算を通じてその価値の最大化を図ることを目的として管理させる権限（この措置は他の破綻処理手段と併用される場合にのみ利用可能）が含まれる。さらに、銀行法は、英国関連破綻処理当局に対し、対象金融機関の負債証券またはその他の適格負債の満期日および/または利払日の変更、支払いの一時停止、債券の上場廃止および取引所取引停止、ならびに対象金融機関発行の証券をイングランド銀行が任命した第三者に譲渡する権限を付与している。

英国関連破綻処理当局が銀行法に基づき上記のいずれかの権限を行使した場合、発行会社が本社債に基づく償還義務を履行する能力が制約される可能性があり、また、当該権限の行使（特にペイルイン権限の行使）は、本社債権者が投資の一部または全部を失う結果につながる可能性がある。

さらに、発行会社の有価証券（本社債を含む。）に関する取引行動、市場価格およびボラティリティは、これらの権限の行使または行使の可能性の示唆によって影響を受け得るため、そのような状況においては、本社債が他の種類の証券に係る取引行動と同様の取引行動をもたらすとは限らない。英国関連破綻処理当局による銀行法に基づく措置の実施、または当該権限の行使方法が、本社債権者の権利、本社債への投資の市場価値および/または発行会社の本社債に基づく義務履行能力に重大な悪影響を及ぼさない保証はない。

なお、銀行法はまた、一定の条件の下で、破綻処理手続中にある金融機関に対して公的金融支援を行う規定を設けているものの、当該公的金融支援は英国関連破綻処理当局がペイルイン権限を含むすべての破綻処理手段を可能な限り最大限に評価・活用した後の最後の手段としてのみ用いられるべきものとされている。したがって、仮に当該支援が実施された場合であっても、本社債への投資家がその恩恵を受ける可能性は低い。

その他の法律の変更が本社債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性がある。

本書日付後の法律の変更は、本社債権者の権利および本社債の市場価格に影響を及ぼす可能性がある。かかる法律の変更には、本社債の残存期間中における法律上、課税上および規制上の制度の変更が含まれ、これらは本社債への投資に悪影響を及ぼす可能性がある。法律または規制の変更により本社債の全部または一部が発行会社および/またはグループの自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力に関する最低基準に算入できなくなる場合、損失吸収不適格事由（上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 償還の方法 - (4)」に定義する。）が発生する可能性がある。加えて、上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 償還の方法 - (2)」に詳述されるとおり、法律または規制の変更により発行会社が本社債権者に対して追加額を支払わなければならない場合、本社債の全部（一部は不可）を償還することが可能となる課税事由に該当する可能性がある。

かかる法令上および規制上の不確実性は、本社債の流動性および/または本社債権者による本社債の正確な評価能力にも影響を及ぼし得るため、上記に記載したものを含む一つまたは複数の規制上または法令上の変更が本社債に与え得る程度および影響を踏まえると、本社債の取引価格に影響を及ぼす可能性がある。

金融サービス業界は、これまで、そして現在も、重大な規制変更および監視の対象となっている。加えて、英国の欧州連合離脱は、政治、規制およびマクロ経済に大きな不確実性をもたらし続けている。例えば、英国の欧州連合離脱は、（BRRDが実施された）銀行法の有効性に影響を与えるものではないが、英国および欧州連合の法律は再生および破綻処理ならびに規制上の資本要件の一定の側面について相違が生じており、今後さらに相違が拡大する可能性がある。特に、2023年6月29日に制定された2023年金融サービス・市場法により、英国財務省は、金融サービスに関連するEU由来の法律（2023年末以前は「維持されたEU法」または「REUL」として知られ、2024年1月1日以降は「同化法」として知られる。）を撤廃し、新たな英国の法制度に置き換える権限を付与されている。EU由来の法律のうち、2013年6月26日の欧州議会および欧州理事会の信用機関および投資会社に対する健全性要件に関する規則（EU）第575/2013号（その後の改正または補足を含み、2018年欧州連合離脱法（その後の改正を含む。）により英国国内法の一部を構成するものとして適用される。以下「UK CRR」という。）も含まれる。この点に関し、2024年9月に英国財務省はUK CRRの一部は既に健全性監督機構の規則により置き換えられていることを指摘し、UK CRRの残りの部分を廃止し置き換える意向を表明した。健全性監督機構は、2025年7月および2026年1月に、それぞれ政策声明PS12/25およびPS3/26を公表し、これらには、健全性監督機構の規則におけるUK CRRの残存規定の再制定および改訂に関する最終方針が含まれている。PS12/25において提案された一定の規則（資本の定義に関するものを含む。）は2026年1月1日に発効したが、残りの規則は2027年1月1日に発効する予定である。さらに、英国

財務省は、2026年4月29日、2026年信用機関および投資会社（各種定義）（改正）規則を制定した。当該規則は2027年1月1日に発効し、銀行健全性規制の全体的枠組みを改正するための必要な前提として、UK CRRの一定の主要な定義を英国法に再制定するものである。これらの法令上の変更に沿って、健全性監督機構は、2026年5月27日、UK CRRの一定の定義語を健全性監督機構ルールブックにどのように再制定するかを定めるPS14/26を公表し、当該変更は2027年1月1日に発効する予定である。

金融サービス規制における重大な変更（2023年金融サービス・市場法に基づく権限行使を含む。）は、グループの事業、財務実績、資本およびリスク管理戦略に悪影響を及ぼす可能性がある。このような規制変更およびそれに対応するために講じられる措置には、自己資本の積み増しや追加的損失吸収力の要件、権限当局の権限強化などが含まれる可能性があり、これらはグループに悪影響を及ぼし、ひいては発行会社の業績および財務状況に影響を及ぼし得る。法令や規制ルール制定の変更や、それらの変更がグループまたは本社債権者に及ぼす最終的な影響を予測することはできず、これらの影響は本社債権者の権利および/または発行会社が本社債に基づく義務を履行する能力に重大な影響を及ぼす可能性がある。

振替制度における記録等

英国ペイルイン権限の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。英国ペイルイン権限の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、英国ペイルイン権限の行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、英国ペイルイン権限に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、英国ペイルイン権限の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、英国ペイルイン権限が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、英国ペイルイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

本社債は、発行会社の選択により償還される可能性がある。

上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 償還の方法 - (3)」に記載される任意償還の規定により、本社債の市場価値が制限される可能性がある。上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 償還の方法 - (6)」における要件にまず従うことを条件として、発行会社が本社債の償還を選択可能な期間中、一般的に、当該本社債の市場価値は償還価格を大幅に上回ることではない。これは償還可能な期間前においても同様となる可能性がある。

発行会社の借入費用が本社債の利率を下回る場合、発行会社は本社債を償還することが予想される。かかる場合、一般的に、投資家は、償還される本社債の利率と同程度に高い実効金利で償還手取金を再投資することができず、著しく低い利率による再投資を余儀なくされる可能性がある。投資を検討する者は、かかる場合に選択可能なその他の投資を考慮に入れて、再投資のリスクについて検討すべきである。

さらに、本社債権者は、本社債の償還を請求する権利を有さず、また、発行会社が本社債の償還請求権を行使することを期待して本社債に投資すべきではない。本社債の償還請求権を行使するか否かについての発行会社の決定は、当該本社債の償還請求権を行使することによる経済的影響、税効果、規制上の資本/損失吸収能力要件、および一般の市場状況等の要因を考慮し、発行会社の絶対的な裁量により行われる。本社債権者は、本社債への投資について、満期まで金融リスクを負う必要があることを認識すべきである。また、本社債の一部が買入消却される範囲で、残存する本社債の数が減少し、その結果、本社債の流動性が低下する

可能性がある。本社債の流動性が低下することにより、本社債の価格に関連するボラティリティが増加する可能性がある。

グロスアップ義務の限定

本社債の条項に基づく英国の税金にかかる源泉徴収または控除に関する発行会社の追加額の支払義務は、本社債に基づく期限の到来した利息の支払いにのみ適用され、元金の支払いには適用されない。そのため、発行会社は、源泉徴収または控除が元金の支払いに適用される限度内では、本社債の条項に基づく追加額の支払いを要求されない。したがって、かかる源泉徴収または控除が本社債に基づく元金の支払いに適用される場合、本社債権者は、かかる本社債に基づいて支払われるべき全額に満たない金額を受領する可能性があり、かかる本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

発行会社またはその子会社による追加の証券または負債の発行等に関する制限の不存在

グループのレバレッジおよび資本比率に関して適用のある規制要件を遵守することを条件として、発行会社またはその子会社が、本社債に優先する、または本社債と同順位に位置づけられる追加の証券または負債を発行、負担または保証する金額や種類については、一切の制限が存在しない。かかる追加の証券または負債の発行、負担または保証は、発行会社の清算または解散に際して本社債権者が回収できる金額を減少させる可能性があり、また発行会社が本社債に基づく義務を履行する能力を制約する可能性がある。さらに、本社債には、発行会社が本社債に対して優先的権利を有する証券、または本書に記載された条項と同様もしくは異なる条項を有する証券を発行することを制限する規定は含まれていない。

構造的劣後

本社債は、発行会社だけが負う義務であり、発行会社の子会社を含め、いかなる者によっても保証されていない。発行会社は自ら事業を行っていない持株会社であるため、その主要な収入源は、グループの主要な資産を保有し、事業を行っている子会社からもたらされている。別個の法人として、発行会社は、期限の到来した本社債権者に対する義務の履行を可能にするため、とりわけ、子会社からの貸付金および負債証券の利息支払および配当金の送金に依存している。発行会社の子会社および関連会社の配当金の支払いおよび（一定の状況における）利息支払の能力は、規制、契約上の制限、為替管理、税法およびその他の条件が変更されることにより制限される可能性がある。

さらに、子会社の普通株式の所有者である以上、子会社が清算される場合に発行会社が当該子会社の資産に参加する権利は、発行会社が当該子会社の債権者および/または優先株主に対して、当該債権者および/または優先株主の請求権に優先するかまたは同順位であると認められた債権者である場合を除き、当該子会社の債権者および優先株主の請求権よりも劣後する可能性がある。

発行会社は、本社債を含む債券の発行による手取金を含む資金について、子会社に対してどのように投資を行いまたは与信を行うかについて、また、既存の投資および資金を将来どのように再編するかについて絶対的な裁量を有している。子会社の清算の場合におけるかかる投資および資金提供に関する発行会社の債権の優先順位、ならびに破綻手続におけるその扱いは、部分的には、当該投資および資金提供の形式および構造ならびにそれにより生じた債権の種類によって定まる。かかる投資および資金提供ならびにかかる再編の目的には、とりわけ、劣後ベースでの資金提供を含めて、当該子会社に関する自己資本および適格債務に関する最低基準（MREL）または損失吸収力（TLAC）要件の施行等、規制上の要件を満たすため、特定の子会社に対する異なる金額または種類の資本または資金の提供が含まれることがある。

加えて、発行会社の子会社が発行した資本性証券または関連内部負債に対する一部の貸付または投資の条件には、当該子会社および/またはグループ内の他の法人の健全性または財務状況・存続可能性に関連するトリガー事象が発生した場合や、関連する法令上または規制上の権限（自己資本性証券や関連内部負債の消却

または転換、特定法人に対する破綻処理手続開始を含む。)の行使があった場合に、一定の条件に従い、発行会社が当該子会社に対して有する請求権の消却や、その順位・種類の変更が生じる旨の契約上の仕組みが含まれている場合がある。かかる子会社に対する貸付や投資はまた、法定の資本性証券および負債の消却・転換権限やバイルイン権限(上記「適用される銀行の破綻処理権限」を参照のこと。)、または当該子会社に適用され得るその他の類似する法定または規制上の権限の行使対象となる場合がある。貸付や投資の法的・規制的形態および/または順位の変更は、その破綻処理上の取扱いにも影響を及ぼし得る。

以上の理由から、発行会社のいずれかの子会社が清算されるかまたは解散する場合、()本社債権者は、当該子会社の資産について訴訟を提起する権利を有さず、また、()当該子会社の清算人は、発行会社が当該子会社の普通株式に係る分配を受けられるようになる前に、当該子会社の資産をまず当該子会社の債権者および/または優先株主(適格債務、Tier 2 資本証券およびその他Tier 1 資本証券を含む当該子会社のシニア債券または劣後債券の保有者を含み、これらすべてには発行会社が含まれる。)の請求に対する支払いに充当する。同様に、発行会社の子会社が破綻処理手続の対象となった場合、()本社債権者は当該子会社に対して直接的な請求権を有さない可能性があり、また、()本社債権者および発行会社は関連破綻処理当局による破綻処理権限(適用されるバイルイン権限を含む。)の行使に基づく損失を被る可能性がある。

本社債における本社債権者の救済は制限されている。

本社債における救済は、発行会社の本社債権者以外のいずれかの非劣後債権者が利用可能な救済よりも制限されている。

本社債の利息が支払われない場合、または発行会社が本社債におけるもしくは本社債に関する義務を履行しなかった場合でも、期限の利益の喪失を宣言する権利は存在せず、元本金額の支払いは、上記「第1 募集要項 - 1 社債(短期社債を除く。)の募集 - 摘要 - 2 強制」に記載の一定の解散事由がある場合にのみ、期限の利益が喪失する可能性がある。本社債権者は、上記「第1 募集要項 - 1 社債(短期社債を除く。)の募集 - 摘要 - 2 強制」において個別に定める場合を除いて、本社債に基づく支払期限の到来した未払いの金額の回収のため、発行会社から救済を受けられない。

本社債への投資は銀行預金への投資と同等ではない。

本社債への投資は、銀行預金への投資と同等のものではない。本社債への投資は、エイチエスピーシー・ユーケー・バンク・ピーエルシーまたはグループ内のその他の投資機関に預ける銀行預金よりも高い利回りをもたらす可能性があるが、本社債への投資は、銀行預金のリスク特性とは大きく異なるリスクを伴う。銀行預金は一般的に譲渡できないため、本社債は銀行預金よりは高い流動性を有することが期待される。しかし、本社債は、発行時に取引市場が確立されていない可能性があり、また、取引市場が形成されない可能性もある。

本社債は、発行会社の無担保の債務である。本社債への投資は、預金保険制度に関する欧州議会および評議会の指令(2014/49/EU)を実施する英国の法律に基づく保護(英国金融サービス補償制度など)の恩恵を受けられない。したがって、発行会社が支払不能状態または債務不履行に陥った場合、本社債に投資している投資家は、最悪の場合、その投資の全額を失う可能性がある。

また、本社債の投資家の請求権は、「バイルイン」権限を含む銀行法における権限の行使に基づき、変容または消滅させられる可能性があり、その結果、本社債の投資家はその投資の一部または全部を失う可能性がある。バイルイン権限は、一般的に特定の優先順位で適用されなければならないため、銀行預金(当該預金バイルイン権限の対象となる限度で)に適用されるより前に、本社債に適用される。

利率改定条項付社債

本社債の利率は、上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 利息支払の方法 - (3)」に記載される一定の参照レートを基準として改定される。かかる規定に従った利率の改定は、本社債の流通市場および市場価格に影響を及ぼす可能性がある。本社債に適用される利率の改定後、改定後利率が本社債の当初の利率を下回る可能性がある。

TONAを含む取引主体信用リスクがほぼ取り除かれているリスクフリーレートおよびTONA TSRに関して、市場は発展途中である。

銀行間取引金利（以下「IBOR」という。）の潜在的な操作リスクや金融安定化リスクに関連する問題を回避するため、多くの主要な法域の規制当局は金融市場に対し、IBORから銀行間融資の要素を排除した取引主体信用リスクがほぼ取り除かれているリスクフリーレートへの移行を要求している。リスクフリーレートは、多くの重要な点においてIBORと異なる可能性がある。TONAは、関連期間の金利が前決めターム物金利ではなく後決め（複利または単純加重平均）ベースで計算され、日本および日本円の場合のリスクフリーレートの一例となっている。そのため、投資家はTONAが、LIBORや他のIBORと大きく異なる動きをすることに留意する必要がある。したがって、本社債の利率参照レートでありTONAに関連するスワップ・レートであるTONA TSRも、LIBORまたは他のIBORに関連するスワップ・レートとは実質的に異なる動きをする可能性がある。

市場全体またはその重要な一部（発行会社を含む。）は、本社債の要項に定められたTONAまたはTONA TSRの適用方法（当該レートが廃止または根本的に変更された場合のフォールバックを含む。）とは大きく異なる適用方法を採用する可能性がある。

また、サムライ債市場におけるTONAおよびTONA TSRの採用または適用の方法は、デリバティブ市場およびローン市場等の他の市場におけるTONAおよびTONA TSRの採用および適用と比較して大きく異なる可能性がある。TONA TSRを基準に金利を設定する負債証券の市場条件は、時間の経過とともに変化する可能性があり、その結果、当該証券（本社債を含む。）の取引価格は、同じ金利を基準に設定された後に発行される負債証券の取引価格よりも低くなる可能性がある。投資家は、これらの市場における当該レートの使用について適用される慣行の不一致が、本社債の取得、保有または処分に関して実施することのできるヘッジまたはその他の金融取引にどのような影響を及ぼす可能性があるかを考慮すべきである。投資家は、利率がTONA TSRを参照して改定される本社債に関する投資判断を行う際に、これらの事項を考慮すべきである。

過去の実績は、TONAまたはTONA TSRの将来のパフォーマンスを示すものではない。

仮定上のまたは過去のパフォーマンスデータおよび傾向は、リスクフリーレートの潜在的なパフォーマンスを示すものではなく、また何の関係もないため、本社債権者は将来のパフォーマンスの指標としてかかるデータまたは傾向に依拠すべきではない。リスクフリーレートの日次の変動は、類似のベンチマークまたは市場金利の日々の変動よりも大きい可能性がある。その結果、リスクフリーレートに関連する負債証券のリターンおよび価値は、変動の少ない金利に関連する変動利付債や金利リセット債よりも大きく変動する可能性がある。リスクフリーレートの将来のパフォーマンスを予測することは不可能であり、したがって、いかなるリスクフリーレートの将来のパフォーマンスも、仮定上または過去のデータや傾向から推論されるべきではない。

発行会社は、TONAまたはTONA TSRの決定、算出、公表を制御することはできない。

発行会社は、TONAまたはTONA TSRの決定、算出または公表を制御することはできない。TONAまたはTONA TSRが、本社債の投資家の利益に著しく反する形で廃止、停止または抜本的に変更されないという保証はない。特に、TONAの管理者である日本銀行は、TONAの算出方法、TONAの算出に用いる取引に適用される適格基準またはTONAの公表の時期に関する変更等、TONAの価値を変更させ得るメソドロジーまたはその他の変更を

行うことがあり、これらはすべて、本社債の改定後利率の決定に用いられるTONAに関連するスワップ・レートに影響を与え得るものである。また、日本銀行は、TONAの算出または公表を変更、停止または廃止することがある（かかる場合、本社債の改定後利率の決定にフォールバック・メソドロジーが適用され得る。）。日本銀行は、TONAの算出、調整、転換、修正または廃止に際して、本社債権者の利益を考慮する義務を負わない。また、TONA TSRの管理者であるFTSEインターナショナルは、TONA TSRの算出方法、TONA TSRの算出に用いる取引に適用する適格基準またTONA TSRの公表の時期に関する変更等、TONA TSRの価値を変更させ得るメソドロジーまたはその他の変更を行う可能性がある。さらに、FTSEインターナショナルは、TONA TSRの算出または公表を変更、停止または廃止することがある（かかる場合、本社債の改定後利率の決定にフォールバック・メソドロジーが適用され得る。）。FTSEインターナショナルは、TONA TSRの算出、調整、転換、修正または廃止に際して、本社債権者の利益を考慮する義務を負わない。

TONAまたはTONA TSRの算出方法が変更された場合、その変更により、本社債の改定後利率または取引価格が低下することがある。

TONAまたはTONA TSRは停止される可能性がある。

TONAまたはTONA TSRの停止は、インデックス停止事由に該当し、本社債に適用されるレートは承継レートまたは同等のレートに代替される可能性がある。これらの代替レートは不確実であり、その決定のための市場慣例は現在のところ存在せず、また将来も存在しない可能性がある。さらに、このような場合、発行会社は、当該代替レートを有効にするために、改定後利率の算出および決定に関する本要項の変更（本社債の投資家の利益に重大な悪影響を及ぼす態様となる可能性がある。）を行う承継金利決定代理人を任命する合理的な努力を尽くす。また、発行会社が承継金利決定代理人を任命できなかった場合、承継金利決定代理人が代替レートを決定できなかった場合、または当該代替レートが発行会社および/またはグループの自己資本および適格負債の最低要件または損失吸収力要件への算入を可能にする方法で採用されない場合は、改定後利率適用期間のために参照されるレートは、公表されてから何年も経過している場合であったとしても、最後に公表されたTONA TSRとなる可能性がある。この取扱いは、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

発行登録追補目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本発行登録追補目論見書第三部第1「参照書類」に掲げられた参照書類には、英語により記載された外国会社報告書および外国会社半期報告書が含まれていますが、日本語により記載された有価証券報告書または半期報告書は含まれておりません。

また、外国会社報告書および外国会社半期報告書の補足書類には、当該外国会社報告書または外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益または投資者保護のため必要かつ適当なものと発行会社が判断する企業内容等の開示に関する内閣府令で定められた事項の要約の日本語による翻訳文が含まれていますが、これら以外に、上記の参照書類には、外国会社報告書または外国会社半期報告書に記載されている事項の日本語による翻訳文は含まれておりません。ただし、本発行登録追補目論見書第三部第2「参照書類の補完情報」には、当該外国会社報告書または外国会社半期報告書に記載されている事項のうち、発行会社が公益ま

たは投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文が含まれています。」

「エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー第13回期限前償還条項付円貨社債（2026）、エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー第14回期限前償還条項付円貨社債（2026）およびエイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー第15回期限前償還条項付円貨社債（2026）（以下「本社債」と総称します。）について社債の管理会社は設置されません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合など、必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではありません。」

「本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。本社債は、証券法が認める登録義務が免除される一定の場合を除き、米国においてまたは米国人に対してもしくは米国人の計算においてもしくは米国人の利益を目的として、募集または売付けされてはなりません。本項において用いられる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有します。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 令和7年度（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日）
令和8年3月30日関東財務局長に提出

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 令和8年度中（自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日）
令和8年8月31日関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和8年9月4日）までの間において重大な変更その他の重大な事由はない。

2 将来に関する事項について

有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日（令和8年9月4日）現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はなく、新たに記載する重大な将来に関する事項もない。

3 提出者が公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文

別途定義されない限り定義語は有価証券報告書等に定められた意味を有する。

2025年の財務概要

代替的業績指標の使用

当社は、IFRS会計基準に基づく数値を、経営陣が内部的に使用しているIFRS会計基準に基づかない指標によって補完している。これらの指標は、欧州証券市場監督局のガイダンスに基づく代替的業績指標に該当するとともに、米国証券取引委員会の規則および規制において定義され、これらに従って表示される非GAAP財務指標に該当する。これらの指標には、「」の記号を付している。

表示の基準

恒常為替ベース業績

恒常為替ベース業績とは、期間比較を歪める為替換算差額の影響を調整するため、比較対象期間の報告値を修正して算出するものである。恒常為替ベース業績は、社内外の報告を整合させ、経営陣が各期間の業績を評価する方法を反映することにより、投資家に有用な情報を提供する。

特別項目および重大な特別項目

損益計算書の構成項目のうち、通常の事業活動の範囲外であり、かつ一般的に非経常的な性質を持つと経営陣が判断する項目については、「特別項目」として別途に開示している。特別項目のうち、特に重要なものは「重大な特別項目」に分類しており、各項目の性質および損益計算書に対する財務的影響に基づいて、重大な特別項目に分類するか否かを判断している。重大な特別項目は、当社の目標配当性向の算定および1株当たり利益の指標から除外される。

2025年または関連する比較対象期間における重大な特別項目は以下のとおりである。

- 非戦略的な事業活動に係るコストを他の用途に振り向けるため、特定の事業の撤退または縮小に伴う損益計算書への影響（特別項目において「処分、縮小、買収および関連費用」に計上）。
- 交通銀行股份有限公司（以下「交通銀行」という。）に対する投資の希薄化および減損損失。
- ルクセンブルクにおけるバーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー詐欺事件に関連する請求の進展に伴う法的引当金。

戦略的取引の影響

当社の業績の理解を容易にするため、重大な特別項目として分類される戦略的取引が、当グループおよび事業セグメントに与える影響を、別途に開示している。期間比較に影響を与える買収および処分に伴い発生する営業損益の歪みは、主にカナダおよびアルゼンチンにおける当グループの処分に関連するものであった。

恒常為替ベースでの収益に対する経営陣の見解

当社は各事業セグメントごとに主要プロダクト別の恒常為替ベースでの収益内訳を提供している。これは各事業の収益実績が評価・管理される基準を反映するものである。収益に対する経営陣の見解として、特別項目を別途に表示している。当社は、事業セグメントを通して、所定のプロダクトを一貫した方法で分類している。ホールセール・トランザクション・バンキング業務は、グローバル外国為替業務、グローバル・ペイメント・ソリューションズ（GPS）業務、グローバル・トレード・ソリューションズ（GTS）業務および証券サービス業務で構成される。ウェルス業務は、投資商品販売、保険業務、プライベート・バンキング業務および資産運用業務で構成される。

後述の「収益に対する経営陣の補足的な見解」の表では、当社の事業セグメント別の業績の管理・評価に使用されるプロダクト分類を用いて、当グループの報告数値ベースの収益実績を補足する、収益に対する経営陣の見解の要約を示している。

損益計算書上の業績

2025年と2024年の比較

2024年と比較した税引前当期純利益（報告数値ベース）の変動

報告数値ベース	2025年	2024年	2023年	2025年と2024年の比較		うち、 戦略的取引 ¹
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%	百万米ドル
収益	68,274	65,854	66,058	2,420	4	(1,936)
- うち：正味受取利息（NII）	34,794	32,733	35,796	2,061	6	(1,628)
予想信用損失（ECL）	(3,850)	(3,414)	(3,447)	(436)	(13)	87
正味営業収益	64,424	62,440	62,611	1,984	3	(1,849)
営業費用合計	(36,428)	(33,043)	(32,070)	(3,385)	(10)	606
営業利益	27,996	29,397	30,541	(1,401)	(5)	(1,243)
関連会社および合併会社からの利益持分（減損 控除後）	1,911	2,912	(193)	(1,001)	(34)	
税引前当期純利益	29,907	32,309	30,348	(2,402)	(7)	(1,243)
法人税費用	(6,776)	(7,310)	(5,789)	534	7	
税引後当期純利益	23,131	24,999	24,559	(1,868)	(7)	
収益（特別項目を除く）	71,020	67,434	65,723	3,586	5	
税引前当期純利益（特別項目を除く）	36,617	34,122	33,198	2,495	7	

1 詳細については、上記の参照書類である外国会社報告書を構成するアニュアル・レポート（以下「2025年アニュアル・レポート」という。）の80頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

利益（報告数値ベース）

税引前当期純利益（報告数値ベース）は29.9十億米ドルであり、2.4十億米ドル（7％）減少した。これは主に、特別項目の前年比での純額ベースの不利な影響4.9十億米ドルによるものであった。

2025年における特別項目の影響には、交通銀行に対する当グループの投資に係る希薄化および減損損失2.1十億米ドルの認識、当グループが保有していたフランスの住宅ローンおよびその他特定の貸付ポートフォリオの売却完了に伴う準備金の組替調整に係る損失1.5十億米ドル、法的引当金1.4十億米ドル、ならびに当グループの組織簡素化に関連する再編その他の関連費用1.0十億米ドルが含まれていた。2024年における特別項目には、カナダの銀行業務の処分益4.8十億米ドル、ならびに処分損1.0十億米ドル、外貨換算準備金損失およびその他の準備金の組替調整5.2十億米ドルで構成されるアルゼンチン事業の売却の影響が含まれていた。また、レガシー証券の期限前償還に伴う損失0.2十億米ドルも含まれていた。

恒常為替ベースでは、税引前当期純利益29.9十億米ドルは2024年に比べ2.5十億米ドル減少した一方、特別項目を除く税引前当期純利益は2.4十億米ドル（7％）増加した。

収益（報告数値ベース）

収益（報告数値ベース）は68.3十億米ドルであり、2.4十億米ドル（4％）増加した。これは、手数料およびその他の収益の力強い成長を反映したものである。この増加は、主に事業処分に関連する特別項目の純額ベースでの不利な変動1.2十億米ドル、ならびに2025年6月に交通銀行の増資が完了し、当グループの持分が19.03％から16.00％に減少したことに伴う希薄化損失1.1十億米ドルにより、一部相殺された。

収益（特別項目を除く）は3.6十億米ドル増加した。これは主に、ウェルス業務およびホールセール・トランザクション・バンキング業務における手数料およびその他の収益の増加、ならびにアルゼンチンにおけるハイパーインフレーションによる不利な影響が当期には発生しなかったことを反映したものである。

ウェルス業務では、新規契約の力強い伸びならびに良好な投資純収益および実績差異を反映して、契約上のサービス・マージン（CSM）のリリース増加により保険業務が好調であったほか、顧客活動の活発化を受けてプライベート・バンキング業務および投資商品販売の成長があった。ホールセール・トランザクション・バンキング業務における手数料およびその他の収益の増加は、特に市場ボラティリティの上昇を背景としたグローバル外国為替業務における2025年の好調な業績を反映したものである。

正味受取利息

正味受取利息（NII）は2.1十億米ドル増加した。これは、構造的ヘッジをより高い利回りで再投資したことによる恩恵、預金残高の増加およびマーケット・トレジャリー業務の正味受取利息の増加を反映したものである。加えて、2024年に発生したレガシー証券の期限前償還に伴う損失0.2十億米ドルが2025年には発生しなかったことも当該増加に反映されている。この増加は、アルゼンチンおよびカナダにおける事業処分に伴う不利な影響1.6十億米ドル、ならびに金利低下に伴う預金のマージン圧縮により、一部相殺された。また、正味受取利息の増加にはトレーディング勘定に関連する資金調達費用の減少による1.7十億米ドルの恩恵も反映されている。かかる資金調達費用を除外した銀行業務の正味受取利息は0.3十億米ドル増加した。

恒常為替ベースでは、収益は2.3十億米ドル（3％）増加し、銀行業務の正味受取利息は0.5十億米ドル増加した。

特別項目 - 報告数値ベース

	2025年 百万米ドル	2024年 百万米ドル	2023年 百万米ドル
収益			
処分、縮小、買収および関連費用 ¹	(1,642)	(1,343)	1,298
関連会社である交通銀行に対する持分の希薄化損失	(1,104)	-	-
金融商品の公正価値の変動	-	-	14
マーケット・トレジャリー業務の再ポジショニングに係る処分損	-	-	(977)
レガシー証券の期限前償還	-	(237)	-
収益の特別項目における為替換算	-	(2)	(130)
営業費用			
処分、縮小、買収および関連費用	(502)	(199)	(321)
再編その他の関連費用	(1,030)	(34)	136
法的引当金	(1,432)	-	-
営業費用の特別項目における為替換算	-	18	-
関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後）			
関連会社である交通銀行に対する持分の減損損失	(1,000)	-	(3,000)
関連会社の特別項目における為替換算	-	-	(59)

1 2024年には、重大な特別項目としては分類されていないロシア事業の売却に係る損失0.2十億米ドルが含まれている。

予想信用損失（報告数値ベース）

予想信用損失（ECL）（報告数値ベース）は3.9十億米ドルであり、2024年に比べ0.4十億米ドル（13％）増加した。これには、両期間において香港および中国本土の商業不動産（CRE）セクターに関連する費用が含まれていた。2025年の香港における当該セクターの費用は0.7十億米ドル（2024年：0.1十億米ドル）であり、新たにデフォルトとなったエクスポージャーに対する引当金の増加、非住居用不動産の過剰供給が賃料および資産価値に継続的な下落圧力を与えている影響、ならびに予想信用損失の算定に使用するモデルの更新を反映したものであった。2025年の中国本土の商業不動産（CRE）セクターにおける費用は0.2十億米ドル（2024年：0.4十億米ドル）であった。

営業費用（報告数値ベース）

営業費用（報告数値ベース）は36.4十億米ドルであり、3.4十億米ドル（10％）増加した。かかる増加は主に、法的引当金1.4十億米ドル、2025年の再編その他の関連費用1.0十億米ドルおよび処分、縮小、買収および関連費用に係る0.5十億米ドルを含む、2025年の特別項目を反映したものであった。

営業費用（報告数値ベース）のその他の増加には、テクノロジーへの計画的支出および投資の増加、業績連動型給与の増加ならびにインフレの影響が含まれていた。かかる増加は、カナダおよびアルゼンチンにおける事業処分の完了に伴う費用減少、ならびに当グループの再編活動による効果により、一部相殺された。

目標ベースの営業費用は33.5十億米ドルであり、テクノロジーへの計画的支出および投資の増加ならびにインフレの影響により、2024年に比べ3％増加した。

関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後）（報告数値ベース）

関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後）（報告数値ベース）は1.9十億米ドルとなり、1.0十億米ドル（34％）減少した。これは主に、2025年に実施した使用価値の評価を踏まえて、交通銀行に対する投資について認識した減損損失1.0十億米ドルによるものであった。

法人税費用

2025年の法人税費用は6.8十億米ドルであり、実効税率は22.7％（2024年：22.6％）であった。交通銀行に対する投資に係る損金算入の対象とならない減損および希薄化損失、ならびに税効果が認識されない法的引当金を除くと、2025年の実効税率は20.6％（2024年：21.5％、カナダの銀行業務の売却およびアルゼンチン事業の売却に伴う税務上の非課税損益の影響を除く。）であった。

収益に対する経営陣の補足的な見解

	2025年	2024年	2023年	2025年と2024年の比較		うち、
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%	戦略的取引 ¹ 百万米ドル
銀行業務の正味受取利息（NII） ²	44,084	43,975	44,095	109	0	(1,603)
手数料およびその他の収益	26,936	23,459	21,628	3,477	15	128
- ウェルズ業務	9,390	7,559	6,339	1,831	24	(164)
- ホールセール・トランザクション・バンキング業務	10,860	10,433	10,654	427	4	(171)
- その他	6,686	5,467	4,635	1,219	22	463
収益（特別項目を除く）	71,020	67,434	65,723	3,586	5	(1,475)
特別項目	(2,746)	(1,580)	335	(1,166)	(74)	(461)
収益	68,274	65,854	66,058	2,420	4	(1,936)

1 詳細については、2025年アニュアル・レポートの80頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

2 銀行業務の正味受取利息（NII）と報告数値ベースの正味受取利息の間の調整については、2025年アニュアル・レポートの70頁を参照のこと。収益に対する経営陣の補足的な見解では、2024年の銀行業務の正味受取利息から特別項目0.2十億米ドルを除外し、「特別項目」に別途表示している。2025年および2023年の銀行業務の正味受取利息には特別項目は含まれていない。

2024年と比較した税引前当期純利益（報告数値ベース）の変動 - 恒常為替ベース

	2025年	2024年	2023年	2025年と2024年の比較		うち、
業績 - 恒常為替ベース	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%	戦略的取引 ¹ 百万米ドル
収益	68,274	66,009	65,040	2,265	3	(1,681)
予想信用損失（ECL）	(3,850)	(3,392)	(3,250)	(458)	(14)	72
営業費用合計	(36,428)	(33,146)	(31,691)	(3,282)	(10)	417
営業利益	27,996	29,471	30,099	(1,475)	(5)	(1,192)
関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後）	1,911	2,913	(297)	(1,002)	(34)	-
税引前当期純利益	29,907	32,384	29,802	(2,477)	(8)	(1,192)
収益（特別項目を除く）	71,020	67,591	64,835	3,429	5	
税引前当期純利益（特別項目を除く）	36,617	34,181	32,841	2,436	7	

1 詳細については、2025年アニュアル・レポートの80頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

貸借対照表および資本

バランスシートの健全性

資産合計は3.2兆米ドルであり、報告数値ベースで2024年12月31日現在に比べ216十億米ドル増加し、恒常為替ベースでは93十億米ドル増加した。かかる増加は、金融投資残高の増加、トレーディング資産およびリバースレポ取引の増加ならびにその他の資産残高の増加によるものであった。これらは、資金再配分の機会が生じたことによる中央銀行預け金の減少およびデリバティブ資産の減少により、一部相殺された。顧客に対する貸付金も増加し、顧客口座残高に対する割合は、2024年12月31日現在の56.2％と比較して55.3％となった（売却目的保有に分類された貸付金残高を除く。）。

分配可能積立金

2025年12月31日現在のHSBCホールディングスの分配可能積立金は46.2十億米ドルであり、2024年12月31日現在に比べ17.9十億米ドル増加した。かかる増加は主に、2025年に生じた利益およびその他の準備金の変動22.1十億米ドル、ならびに2025年6月24日にHSBCホールディングスが取得した裁判所の承認に従い株式払込剰余金および資本償還準備金に計上されていた16.6十億米ドルを取り崩したことによるが、普通株式の配当金、その他Tier 1 債のクーポン払いおよび自己株式買戻しに係る支払い20.8十億米ドルにより相殺された。

資本および流動性ポジション

2025年12月31日現在のCET1比率は14.9%であり、2024年12月31日現在から変動はなかった。当グループが保有していた適格流動資産の平均は702.1十億米ドル（2024年12月31日現在：649.2十億米ドル）であった。なお、これには、当グループ内の法人に帰属する適格流動資産で、現地規制により移転できないものは含まれていない。

事業セグメント

香港事業

業績 - 恒常為替ベース

	2025年	2024年	2023年	2025年と2024年の比較		うち、 戦略的取引 ²
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%	百万米ドル
収益	15,878	15,047	14,532	831	6	-
予想信用損失（ECL）	(1,476)	(1,077)	(1,494)	(399)	(37)	-
営業費用	(4,826)	(4,841)	(4,514)	15	-	-
関連会社および合併会社からの利益/（損失）持分	-	-	-	-	-	-
税引前当期純利益	9,576	9,129	8,524	447	5	-
有形自己資本利益率（RoTE） ¹ （%）	35.5	37.5	34.7			
有形自己資本利益率（特別項目を除く） ¹ （%）	35.5	37.5	36.4			

収益に対する経営陣の見解 - 恒常為替ベース

	2025年	2024年	2023年	2025年と2024年の比較		うち、 戦略的取引 ²
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%	百万米ドル
銀行業務の正味受取利息（NII） ³	12,082	11,997	12,108	85	1	-
手数料およびその他の収益 ⁴	3,796	3,050	2,798	746	24	-
- リテール・バンキング・アンド・ウェル ス業務	2,658	1,941	1,678	717	37	-
- リテール・バンキング業務	326	312	287	14	4	-
- ウェルス業務	2,206	1,577	1,203	629	40	-
- その他 ⁵	126	52	188	74	>100	-
- コマーシャル・バンキング業務	1,138	1,109	1,120	29	3	-
- ホールセール・トランザクション・バ ンキング業務	730	709	692	21	3	-
- 与信・貸付業務	78	83	76	(5)	(6)	-
- その他 ⁵	330	317	352	13	4	-
収益（特別項目を除く）	15,878	15,047	14,906	831	6	-
特別項目	-	-	(374)	-	n/a	-
収益	15,878	15,047	14,532	831	6	-

1 事業セグメント別のRoTE計算の詳細については、2025年アニュアル・レポートの94頁を参照のこと。

2 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2025年アニュアル・レポートの80頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

3 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2025年アニュアル・レポートの66頁を参照のこと。なお、香港事業においては、銀行業務の正味受取利息を算出するための正味受取利息に対する調整は行われていない。

- 4 手数料およびその他の収益に関する補足的分析については、2025年アニュアル・レポートの79頁を参照のこと。
- 5 マーケッツ・トレジャリー業務からの収益を含む。また、その他の特定の商品に帰属しない収益およびみなし税額控除も含まれる。

特別項目

	2025年 百万米ドル	2024年 百万米ドル	2023年 百万米ドル
収益			
マーケッツ・トレジャリー業務の再ポジショニングに係る処分損	-	-	(373)
収益の特別項目における為替換算	-	-	(1)
営業費用			
再編その他の関連費用	(16)	-	-
営業費用の特別項目における為替換算	-	-	-

財務成績

税引前当期純利益は9.6十億米ドルであり、恒常為替ベースで2024年に比べ0.4十億米ドル（ 5 % ）増加した。

収益は15.9十億米ドルであり、恒常為替ベースで0.8十億米ドル（ 6 % ）増加した。

銀行業務の正味受取利息は12.1十億米ドルであり、預金残高の増加の恩恵が、金利低下環境における預金マージンの圧縮および貸付残高の減少により概ね相殺され、2024年と比べて概ね横ばいであった。

手数料およびその他の収益は3.8十億米ドルであり、0.7十億米ドル（ 24 % ）増加した。これは主に、顧客活動の活発化による投資商品販売の好調な業績を受けて、ウェルス業務における手数料およびその他の収益が0.6十億米ドル（ 40 % ）増加したことを反映したものであった。

予想信用損失（ECL）は1.5十億米ドルであり、恒常為替ベースで2024年に比べ0.4十億米ドル増加した。これには、両期間における香港の商業不動産（CRE）セクターに関連する費用が含まれていた。2025年の当該セクターにおける費用の増加は、新たにデフォルトとなったエクスポージャーに対する引当金の増加、非住居用不動産の過剰供給が賃料および資産価値に継続的な下落圧力を与えている影響、ならびに予想信用損失の算定に使用するモデルの更新を反映したものであった。

営業費用は4.8十億米ドルであり、恒常為替ベースで安定していた。これは、事業コストの減少が、ウェルス業務の商品・サービス提案の開発を含むテクノロジーへの計画支出の増加およびインフレの影響により、概ね相殺されたことを反映したものであった。

英国事業

業績 - 恒常為替ベース

	2025年 百万米ドル	2024年 百万米ドル	2023年 百万米ドル	2025年と2024年の 比較		うち、 戦略的取引 ² 百万米ドル
				百万米ドル	%	
収益	12,938	12,342	13,439	596	5	-
予想信用損失（ECL）	(696)	(415)	(545)	(281)	(68)	-
営業費用	(5,537)	(5,104)	(4,829)	(433)	(8)	(7)
関連会社および合併会社からの利益/(損失)持分	-	-	-	-	-	-
税引前当期純利益	6,705	6,823	8,065	(118)	(2)	(7)
有形自己資本利益率（RoTE） ¹ （%）	22.6	25.0	33.3			
有形自己資本利益率（特別項目を除く） ¹ （%）	22.9	25.0	25.1			

収益に対する経営陣の見解 - 恒常為替ベース

	2025年 百万米ドル	2024年 百万米ドル	2023年 百万米ドル	2025年と2024年の 比較		うち、 戦略的取引 ² 百万米ドル
				百万米ドル	%	
銀行業務の正味受取利息（NII） ³	11,096	10,355	9,903	741	7	-

手数料およびその他の収益 ⁴	1,842	1,987	2,036	(145)	(7)	-
- リテール・バンキング・アンド・ウェル ルス業務	617	744	749	(127)	(17)	-
- リテール・バンキング業務	255	273	260	(18)	(7)	-
- ウェルス業務	339	391	419	(52)	(13)	-
- その他 ⁵	23	80	70	(57)	(71)	-
- コマーシャル・バンキング業務	1,225	1,243	1,287	(18)	(1)	-
- ホールセール・トラザクシヨ ン・バンキング業務	891	912	926	(21)	(2)	-
- 与信・貸付業務	238	216	178	22	10	-
- その他 ⁵	96	115	183	(19)	(17)	-
収益（特別項目を除く）	12,938	12,342	11,939	596	5	-
特別項目	-	-	1,500	-	n/a	-
収益	12,938	12,342	13,439	596	5	-

- 1 事業セグメント別のRoTE計算の詳細については、2025年アニュアル・レポートの94頁を参照のこと。
- 2 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2025年アニュアル・レポートの80頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。
- 3 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2025年アニュアル・レポートの66頁を参照のこと。なお、英国事業においては、銀行業務の正味受取利息を算出するための正味受取利息に対する調整は行われていない。
- 4 手数料およびその他の収益に関する補足的分析については、2025年アニュアル・レポートの79頁を参照のこと。
- 5 マーケッツ・トレジャリー業務からの収益を含む。また、その他の特定の商品に帰属しない収益、不動産の処分益/（処分損）およびみなし税額控除も含まれる。

特別項目

	2025年 百万米ドル	2024年 百万米ドル	2023年 百万米ドル
収益			
処分、縮小、買収および関連費用	-	-	1,591
マーケッツ・トレジャリー業務の再ポジショニングに係る処分損	-	-	(142)
収益の特別項目における為替換算	-	-	51
営業費用			
処分、縮小、買収および関連費用	1	6	(45)
再編その他の関連費用	(70)	7	17
営業費用の特別項目における為替換算	-	-	(3)

財務成績

税引前当期純利益は6.7十億米ドルであり、恒常為替ベースで2024年に比べ0.1十億米ドル（2％）減少した。

収益は12.9十億米ドルであり、恒常為替ベースで0.6十億米ドル（5％）増加した。

銀行業務の正味受取利息は11.1十億米ドルであり、金利低下にもかかわらず0.7十億米ドル（7％）増加した。かかる増加は、構造的ヘッジの継続的な恩恵、住宅ローンおよび法人向け貸付全般にわたる貸付残高の増加、ならびに市場全体の規模拡大に沿った預金残高の増加によるものであった。かかる増加は、金利低下の影響により一部相殺された。

手数料およびその他の収益は1.8十億米ドルであり、7％減少した。

- リテール・バンキング・アンド・ウェルス業務では、HSBCプレミア（HSBC Premier）の再ローンチに伴う顧客向け特典コストの増加を反映し、手数料およびその他の収益が減少した。
- コマーシャル・バンキング業務では、商品・サービス内容の変更に伴うビジネス・バンキング手数料の減少が、法人向け貸付手数料の増加により一部相殺された。

予想信用損失（ECL）は0.7十億米ドルであり、恒常為替ベースで2024年に比べ0.3十億米ドル増加した。かかる増加は、2025年の予想信用損失がより正常化した水準であったこと、ならびに2024年のリテール・エクスポージャーに対する引当金の戻入れが2025年には発生しなかったことを反映したものであった。

営業費用は5.5十億米ドルであり、恒常為替ベースで0.4十億米ドル（ 8 ％ ）増加した。これには当グループの組織簡素化に関連する再編その他の関連費用0.1十億米ドルが含まれていた。かかる増加は主に、オペレーショナル・レジリエンス関連のものを含め、テクノロジーへの計画的な投資の増加を反映したものであった。

法人および機関向けバンキング（CIB）事業

業績 - 恒常為替ベース

				2025年と2024年の比較		うち、 戦略的取引 ²
	2025年 百万米ドル	2024年 百万米ドル	2023年 百万米ドル	百万米ドル	%	百万米ドル
収益	27,637	26,772	24,723	865	3	(638)
予想信用損失（ECL）	(696)	(878)	(524)	182	21	36
営業費用	(15,556)	(14,612)	(13,755)	(944)	(6)	96
関連会社および合併会社からの利益/(損失)持分	1	1	(1)	-	-	-
税引前当期純利益	11,386	11,283	10,443	103	1	(506)
有形自己資本利益率（RoTE） ¹ （%）	14.9	14.2	14.3			
有形自己資本利益率（特別項目を除く） ¹ （%）	16.2	14.2	14.8			

収益に対する経営陣の見解 - 恒常為替ベース

				2025年と2024年の比較		うち、 戦略的取引 ²
	2025年 百万米ドル	2024年 百万米ドル	2023年 百万米ドル	百万米ドル	%	百万米ドル
銀行業務の正味受取利息（NII） ³	14,532	14,519	13,399	13	0	(758)
手数料およびその他の収益 ⁴	13,114	12,267	11,701	847	7	129
- ホールセール・トランザクション・バンキング業務	9,239	8,847	8,920	392	4	(137)
- 投資銀行業務	962	946	851	16	2	(26)
- 債券・株式市場業務	2,283	2,252	1,628	31	1	33
- ホールセール与信・貸付業務	567	626	668	(59)	(9)	(52)
- その他 ⁵	63	(404)	(366)	467	>100	311
収益（特別項目を除く）	27,646	26,786	25,100	860	3	(629)
特別項目	(9)	(14)	(377)	5	36	(9)
収益	27,637	26,772	24,723	865	3	(638)

- 1 事業セグメント別のRoTE計算の詳細については、2025年アニュアル・レポートの94頁を参照のこと。
- 2 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2025年アニュアル・レポートの80頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。
- 3 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2025年アニュアル・レポートの66頁を参照のこと。なお、CIB事業においては、銀行業務の正味受取利息を算出するための正味受取利息に対する調整は行われていない。トレーディング資産および公正価値評価された純資産の資金調達に係る内部費用は、「手数料およびその他の収益」に計上されている。連結上、かかる資金調達費用は、コーポレート・センターにおいて除外されている。2025年における当該資金調達費用は、9.7十億米ドル（2024年：11.5十億米ドル）であった。
- 4 手数料およびその他の収益に関する補足的分析については、2025年アニュアル・レポートの79頁を参照のこと。
- 5 マーケッツ・トレジャリー業務からの分配収益およびハイパーインフレーションの影響を含む。また、みなし税額控除も含まれる。

特別項目

	2025年 百万米ドル	2024年 百万米ドル	2023年 百万米ドル
収益			
処分、縮小、買収および関連費用	(9)	(14)	-
マーケッツ・トレジャリー業務の再ポジショニングに係る処分損	-	-	(371)
収益の特別項目における為替換算	-	-	(6)
営業費用			

処分、縮小、買収および関連費用	(290)	(10)	(7)
再編その他の関連費用	(348)	(2)	45
法的引当金	(322)	-	-
営業費用の特別項目における為替換算	-	3	2

財務成績

税引前当期純利益は11.4十億米ドルであり、恒常為替ベースで2024年に比べ0.1十億米ドル（１％）増加した。

収益は27.6十億米ドルであり、恒常為替ベースで0.9十億米ドル（３％）増加した。これには、戦略的取引による不利な影響0.6十億米ドルが含まれていた。

銀行業務の正味受取利息は14.5十億米ドルであり、戦略的取引による不利な影響0.8十億米ドルを含め、2024年と概ね横ばいであった。銀行業務の正味受取利息は、マーケット・トレジャリー業務からの分配収益の増加、ならびに主にアジアにおけるグローバル・トレード・ソリューションズ（GTS）業務の８％の力強い成長の恩恵を受けた。これは、平均残高が５％上昇したものの金利低下の影響によりグローバル・ペイメント・ソリューションズ（GPS）業務が減少したことで、相殺された。

手数料およびその他の収益は13.1十億米ドルであり、0.8十億米ドル（７％）増加した。

- ホールセール・トランザクション・バンキング業務では、手数料およびその他の収益は0.4十億米ドル（４％）増加した。これは主に、市場ボラティリティの高まりに伴いグローバル外国為替業務における好調なトレーディング業績、ならびに市況の改善および新規顧客を反映した証券サービス業務によるものであった。
- 債券・株式市場業務では、手数料およびその他の収益は市場ボラティリティの高まりおよび株式デリバティブにおける富裕層顧客および法人顧客双方からの強い需要により１％増加した。
- 「その他」では、手数料およびその他の収益が0.5十億米ドル増加した。これは主に、アルゼンチンにおけるハイパーインフレーションによる不利な影響が当期には発生しなかったことによるものであった。

予想信用損失（ECL）は0.7十億米ドルであり、恒常為替ベースで2024年に比べ0.2十億米ドル減少した。かかる減少は、中国本土の商業不動産（CRE）セクターにおける予想信用損失の減少に伴う、アジアにおける費用の減少を反映したものであった。

営業費用は15.6十億米ドルであり、恒常為替ベースで2024年に比べ0.9十億米ドル（６％）増加した。これには、戦略的取引による0.1十億米ドルの有利な影響が含まれていた。かかる増加は、当グループの組織簡素化に関連する再編その他の関連費用0.3十億米ドル、法的引当金0.3十億米ドル、ならびに英国、欧州および米国における合併・買収（M&A）業務および株式資本市場（ECM）業務の縮小に係る費用を含む、特別項目1.0十億米ドルの影響を反映したものであった。費用増加にはまた、テクノロジーへの計画的支出および投資の増加ならびにインフレの影響も反映されていた。

インターナショナル・ウェルス・アンド・プレミア・バンキング（IWPB）事業

業績 - 恒常為替ベース

	2025年 百万米ドル	2024年 百万米ドル	2023年 百万米ドル	2025年と2024年の 比較		うち、 戦略的取引 ² 百万米ドル
				百万米ドル	%	
収益	14,520	13,817	12,385	703	5	(590)
予想信用損失（ECL）	(892)	(993)	(686)	101	10	36
営業費用	(9,285)	(8,900)	(8,549)	(385)	(4)	253
関連会社および合併会社からの利益 / (損失) 持分	24	45	62	(21)	(47)	-
税引前当期純利益	4,367	3,969	3,212	398	10	(301)
有形自己資本利益率（RoTE） ¹ （％）	17.8	15.7	13.1			
有形自己資本利益率（特別項目を除く） ¹ （％）	19.0	15.5	13.6			

収益に対する経営陣の見解 - 恒常為替ベース

	2025年	2024年	2023年	2025年と2024年の比較		うち、 戦略的取引 ²
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%	百万米ドル
銀行業務の正味受取利息 (NII) ³	7,000	7,640	7,288	(640)	(8)	(552)
手数料およびその他の収益 ⁴	7,593	6,151	5,391	1,442	23	61
- リテール・バンキング業務	665	765	745	(100)	(13)	(41)
- ウェルス業務	6,845	5,618	4,661	1,227	22	(143)
- その他 ⁵	83	(232)	(15)	315	>100	245
収益 (特別項目を除く)	14,593	13,791	12,679	802	6	(491)
特別項目	(73)	26	(294)	(99)	>(100)	(99)
収益	14,520	13,817	12,385	703	5	(590)

- 1 事業セグメント別のRoTE計算の詳細については、2025年アニュアル・レポートの94頁を参照のこと。
- 2 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2025年アニュアル・レポートの80頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。
- 3 銀行業務の正味受取利息 (NII) の算出方法については、2025年アニュアル・レポートの66頁を参照のこと。IWPB事業における銀行業務の正味受取利息は、IWPB事業における正味受取利息合計から、保険業務における第三者との取引に係る正味受取利息 (2025年: 0.4十億米ドル、2024年: 0.4十億米ドル) を控除することによって算出される。保険業務の正味受取利息合計は、ウェルス業務の「手数料およびその他の収益」に表示されている。
- 4 手数料およびその他の収益に関する補足的分析については、2025年アニュアル・レポートの79頁を参照のこと。
- 5 マーケッツ・トレジャリー業務からの分配収益およびハイパーインフレーションの影響を含む。その他の特定の商品に帰属しない収益も含まれる。

特別項目

	2025年	2024年	2023年
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
収益			
処分、縮小、買収および関連費用	(73)	28	4
マーケッツ・トレジャリー業務の再ポジショニングに係る処分損	-	-	(91)
収益の特別項目における為替換算	-	(2)	(207)
営業費用			
処分、縮小、買収および関連費用	(83)	(3)	(53)
再編その他の関連費用	(161)	(14)	11
営業費用の特別項目における為替換算	-	-	-

財務成績

税引前当期純利益は4.4十億米ドルであり、恒常為替ベースで2024年に比べ0.4十億米ドル増加した。

収益は14.5十億米ドルであり、恒常為替ベースで0.7十億米ドル (5 %) 増加した。これには、戦略的取引による不利な影響0.6十億米ドルが含まれていた。

銀行業務の正味受取利息は7.0十億米ドルであり、0.6十億米ドル (8 %) 減少した。これは主に、戦略的取引の影響0.6十億米ドルおよび預金に対する金利低下の影響によるものであった。かかる減少は、主にアジアにおける預金および貸付残高の増加により、一部相殺された。

手数料およびその他の収益は7.6十億米ドルであり、1.4十億米ドル (23 %) 増加した。これは、香港、中国本土、シンガポール、台湾およびメキシコを含む複数の市場における全プロダクトにわたる幅広い成長をしたウェルス業務が牽引したものであった。

ウェルス業務では、手数料およびその他の収益は6.8十億米ドルであり、1.2十億米ドル (22 %) 増加した。これには戦略的取引からの不利な影響0.1十億米ドルが含まれていた。

- 保険業務は0.6十億米ドル (35 %) 増加した。これは、契約上のサービス・マージン (CSM) 残高の前年同期比での継続的な増加ならびに良好な投資純収益および実績差異によって、CSMのリリースが増加したことを反映したものであった。2025年12月31日現在の保険引受業務のCSM残高は14.6十億米ドルであり、2024年12月31日現在に比べ2.5十億米ドル (21 %) 増加した。かかる増加は主に、新規契約によるCSMの

3.4十億米ドル（35％）の増加および良好な市場動向を反映したものであり、CSMのリリースにより一部相殺された。

- プライベート・バンキング業務は0.2十億米ドル（16％）増加した。これは、事業施策に支えられた顧客活動の活発化により、仲介業務およびトレーディング業務の好調な業績をもたらすとともに、投資資産残高の増加に伴う継続的な手数料収益の増加によるものであった。
- 投資商品販売は0.2十億米ドル（24％）増加した。これは主にアジアにおけるミューチュアル・ファンドおよび仕組商品の売上増加によるものであった。

「その他」では、手数料およびその他の収益が0.3十億米ドル増加した。これは主に、アルゼンチンにおけるハイパーインフレーションによる不利な影響が当期には発生しなかったことによるものであった。

2025年の特別項目の純損失0.1十億米ドルは、主にフランスおよび英国の生命保険事業の処分に伴う純損失に関連するものであり、ドイツのプライベート・バンキング事業の売却益およびバーレーンのリテール業務の売却益により一部相殺された。

予想信用損失（ECL）は0.9十億米ドルであり、恒常為替ベースで概ね安定していた。

営業費用は9.3十億米ドルであり、恒常為替ベースで2024年に比べ0.4十億米ドル（4％）増加した。これには、戦略的取引による0.3十億米ドルの有利な影響が含まれていた。かかる増加は主に、ウェルス業務への継続的投資、テクノロジーへの計画的支出および投資の増加ならびにインフレの影響を反映したものであった。また、当グループの組織簡素化に関連する再編その他の関連費用が0.1十億米ドル増加した。

コーポレート・センター

業績 - 恒常為替ベース

	2025年	2024年	2023年	2025年と2024年 の比較	うち、 戦略的取引 ²
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	% 百万米ドル
収益	(2,699)	(1,969)	(39)	(730)	(37)
予想信用損失（ECL）	(90)	(29)	(1)	(61)	>(100)
営業費用	(1,224)	311	(44)	(1,535)	>(100)
関連会社および合併会社からの利益持分 （減損控除後）	1,886	2,867	(358)	(981)	(34)
税引前当期純利益/(損失)	(2,127)	1,180	(442)	(3,307)	>(100)
有形自己資本利益率（RoTE） ¹ （%）	(5.6)	0.7	(1.0)		
有形自己資本利益率（特別項目を除く） ¹ （%）	6.1	4.3	6.0		

収益に対する経営陣の見解 - 恒常為替ベース

	2025年	2024年	2023年	2025年と2024年 の比較	うち、 戦略的取引 ²
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	% 百万米ドル
銀行業務の正味受取利息 ³	(626)	(726)	(183)	100	14
手数料およびその他の収益	591	351	394	240	68
収益（特別項目を除く）	(35)	(375)	211	340	91
特別項目	(2,664)	(1,594)	(250)	(1,070)	(67)
収益 ⁴	(2,699)	(1,969)	(39)	(730)	(37)

1 事業セグメント別のRoTE計算の詳細については、2025年アニュアル・レポートの94頁を参照のこと。

2 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2025年アニュアル・レポートの80頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

3 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2025年アニュアル・レポートの66頁を参照のこと。コーポレート・センターにおける銀行業務の正味受取利息には、不動産資産およびテクノロジー関連資産に係る資金調達費用、ならびに処分前の当社が保有していたフランスの住宅ローンおよびその他貸付ポートフォリオに係る銀行業務の正味受取利息が含まれている。2024年の銀行業務の正味受取利息は、特別項目0.2十億米ドルを除外しており、当該特別項目は「特別項目」に別途表示されている。2025年および2023年の銀行業務の正味受取利息には、特別項目はなかった。

4 マーケッツ・トレジャリー業務からの収益、当社の正味支払利息およびハイパーインフレーションの影響は、各事業セグメントにそれぞれの収益および費用と整合するように分配されている。2025年の当該分配のうち、マーケッツ・トレジャリー業務からの収益は、2.3十億米ドル（2024年：1.5十億米ドル、2023年：0.4十億米ドル）であった。

特別項目

	2025年 百万米ドル	2024年 百万米ドル	2023年 百万米ドル
収益			
処分、縮小、買収および関連費用	(1,560)	(1,357)	(297)
関連会社である交通銀行に対する持分の希薄化損失	(1,104)	-	-
金融商品の公正価値の変動	-	-	14
レガシー証券の期限前償還	-	(237)	
収益の特別項目における為替換算	-	-	33
営業費用			
処分、縮小、買収および関連費用	(130)	(192)	(216)
再編その他の関連費用	(435)	(25)	63
法的引当金	(1,110)	-	-
営業費用の特別項目における為替換算	-	15	-
関連会社に対する持分の減損	(1,000)	-	(3,000)
関連会社の特別項目における為替換算	-	-	(59)

財務成績

税引前損失は、2024年の恒常為替ベースでの税引前当期純利益1.2十億米ドルと比較して2.1十億米ドルとなった。これは主に特別項目の影響によるものであった。2025年の特別項目には、当社が保有していたフランスの住宅ローンおよびその他特定の貸付ポートフォリオの売却完了に伴う準備金の組替調整損失1.5十億米ドル、法的引当金1.1十億米ドル、ならびに関連会社である交通銀行に対する当グループの持分の希薄化に伴う損失1.1十億米ドルおよび帳簿価額に係る減損1.0十億米ドルが含まれていた。2024年の特別項目には、カナダおよびアルゼンチンにおける事業処分に関連する純損失1.4十億米ドル、ならびにレガシー証券の期限前償還に係る損失0.2十億米ドルが含まれていた。

収益は恒常為替ベースで0.7十億米ドル減少した。これは主に、特別項目の影響、すなわち上述のとおり2024年の特別項目が2025年には発生しなかったこと、ならびに2025年における当社が保有していたフランスの住宅ローンおよびその他特定の貸付ポートフォリオの売却に伴い認識された準備金の組替調整に係る損失および交通銀行に関連する希薄化損失で構成されていた。

銀行業務の正味受取利息は恒常為替ベースで0.1十億米ドル増加した。これは主に、フランスにおける保有住宅ローンおよびその他特定の貸付ポートフォリオに係るものであり、金利低下の影響および当該ポートフォリオの処分を反映したものであった。2025年の銀行業務の正味受取利息は、主に法人および機関向けバンキング（CIB）事業におけるトレーディング資産および公正価値純資産に係る内部資金調達費用9.7十億米ドル（2024年：11.5十億米ドル）を正味受取利息（NII）から控除している。

手数料およびその他の収益は0.6十億米ドルであり、0.2十億米ドル増加した。これは主に、セントラル・トレジャリー業務の金融商品および構造的外国為替ヘッジの公正価値の変動、ならびに2024年に発生したアルメニアにおける事業の売却に伴う減損が2025年には発生しなかったことによるものであった。

営業費用は1.2十億米ドルであり、恒常為替ベースで1.5十億米ドル増加した。これは主に、法的引当金1.1十億米ドルおよび当グループの組織簡素化に関連する再編その他の関連費用0.4十億米ドルの増加を反映したものであった。

関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後）は1.9十億米ドルであり、恒常為替ベースで1.0十億米ドル減少した。これは主に上述の減損損失1.0十億米ドルによるものであった。

資本の概要

資本および流動性の健全性指標

	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
リスク加重資産（RWA）（十億米ドル）		
信用リスク	687.0	657.9
カウンターパーティー信用リスク	42.4	37.7
市場リスク	38.5	36.2
オペレーショナル・リスク	120.7	106.5
リスク加重資産（RWA）合計	888.6	838.3
経過措置ベースの自己資本（十億米ドル）		

普通株式等Tier 1 資本	132.6	124.9
Tier 1 資本	153.4	144.1
総自己資本	182.4	172.4
経過措置ベースの自己資本比率（％）		
普通株式等Tier 1 比率	14.9	14.9
Tier 1 比率	17.3	17.2
総自己資本比率	20.5	20.6
最終ベースの自己資本（十億米ドル）		
普通株式等Tier 1 資本	132.6	124.9
Tier 1 資本	153.4	144.1
総自己資本	182.4	168.5
最終ベースの自己資本比率（％）		
普通株式等Tier 1 比率	14.9	14.9
Tier 1 比率	17.3	17.2
総自己資本比率	20.5	20.1
流動性カバレッジ比率（LCR）		
適格流動資産合計（十億米ドル）	702.1	649.2
純キャッシュ・アウトフロー合計（十億米ドル）	512.1	470.7
LCR（％）	137	138
安定調達比率（NSFR）		
安定調達可能額合計（十億米ドル）	1,621.0	1,523.4
安定調達必要額合計（十億米ドル）	1,133.3	1,064.5
NSFR（％）	143	143

なお、EU規制・指令（技術基準を含む。）という用語については、該当する場合、2018年欧州連合（離脱）法に基づき英国法に国内法化された規則・指令（英国法に基づくその後の改正を含む。）に読み替えるものとする。

上記の表の資本に関する数値および比率は、資本要求規則（CRR）、資本要求指令（CRD）、CRR 規則および英国健全性監督機構（PRA）ルールブック（以下「CRR」という。）に定める規制上の要件に従い算出されている。

2025年1月1日にIFRS第9号の経過措置が終了し、続いて2025年6月28日にCRR のグランドファーザリング条項が終了した。したがって、当グループの当期の自己資本の数値は、経過措置ベースと最終ベースのいずれにおいても同一である。

流動性カバレッジ比率は、直前12か月間の平均値に基づいている。安定調達比率は、直前4四半期の平均値に基づいている。

規制上の数値および比率は、報告日現在の数値および比率を示している。当該数値および比率とその後規制当局に提出される届出書上の数値および比率との間で軽微な差異が生じる可能性がある。差異が重大である場合、当グループは、次期以降に修正再表示することがある。

2026年上半期の財務概要

代替的業績指標の使用

当社は、IFRS会計基準に基づく数値を、経営陣が内部的に使用しているIFRS会計基準に基づかない指標によって補完している。これらの指標は、欧州証券市場監督局のガイダンスに基づく代替的業績指標に該当するとともに、米国証券取引委員会の規則および規制において定義され、これらに従って表示される非GAAP財務指標に該当する。これらの指標には、「」の記号を付している。

表示の基準

恒常為替ベース業績

恒常為替ベース業績とは、期間比較を歪める為替換算差額の影響を調整するため、比較対象期間の報告値を修正して算出するものである。恒常為替ベース業績は、社内外の報告を整合させ、経営陣が各期間の業績を評価する方法を反映することにより、投資家に有用な情報を提供する。

特別項目および重大な特別項目

損益計算書の構成項目のうち、通常の事業活動の範囲外であり、かつ一般的に非経常的な性質を持つと経営陣が判断する項目については、「特別項目」として別途に開示している。

特別項目のうち、特に重要なものは「重大な特別項目」に分類しており、各項目の性質および損益計算書に対する財務的影響に基づいて、重大な特別項目に分類するか否かを判断している。重大な特別項目は、当社の目標配当性向の算定および1株当たり利益の指標から除外される。

2026年上半期または関連する比較対象期間における重大な特別項目は、非戦略的な事業からの撤退または縮小に関連する措置に伴う営業費用に関連するものである。これにはまた、2025年上半期における交通銀行に対する当社の投資の希薄化損失および減損損失の認識も含まれる。

戦略的取引の影響

重大な特別項目として分類される項目に加え、戦略的取引の影響には、期間比較に影響を与える買収、縮小および処分に伴い発生する営業損益の歪みが含まれる。

恒常為替ベースでの収益に対する経営陣の見解

当社は各事業セグメントごとに主要プロダクト別の恒常為替ベースでの収益内訳を提供している。これは各事業の収益実績が評価・管理される基準を反映するものである。

当社は、事業セグメントを通して、所定のプロダクトを一貫した方法で分類している。ホールセール・トランザクション・バンキング業務は、グローバル外国為替業務、グローバル・ペイメント・ソリューションズ（GPS）業務、グローバル・トレード・ソリューションズ（GTS）業務および証券サービス業務で構成される。ウェルス業務は、投資商品販売、保険業務、プライベート・バンキング業務および資産運用業務で構成される。

後述の「収益（報告数値ベース）に対する経営陣の補足的な見解」の表では、当社の事業セグメント別の業績の管理・評価に使用されるプロダクト分類を用いて、当グループの報告数値ベースの収益実績を補足する、収益に対する経営陣の報告為替レートベースでの見解の要約を示している。

損益計算書上の業績

2026年上半期と2025年上半期の比較

2025年上半期と比較した税引前当期純利益（報告数値ベース）の変動

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル	変動		
			2026年上半期と2025年上半期		
			百万米ドル	%	うち、 戦略的取引 ¹ 百万米ドル
報告数値ベース					
収益	37,742	34,122	3,620	11	(611)
- うち：正味受取利息（NII）	18,233	16,821	1,412	8	(15)
予想信用損失（ECL）	(2,353)	(1,941)	(412)	(21)	2
正味営業収益	35,389	32,181	3,208	10	(609)
営業費用合計	(17,426)	(17,022)	(404)	(2)	267
営業利益	17,963	15,159	2,804	18	(342)
関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後）	1,559	651	908	>100	-
税引前当期純利益	19,522	15,810	3,712	23	(342)
法人税費用	(4,201)	(3,369)	(832)	(25)	
税引後当期純利益	15,321	12,441	2,880	23	
収益（特別項目を除く）	38,168	35,397	2,771	8	
税引前当期純利益（特別項目を除く）	20,395	18,928	1,467	8	

1 詳細については、上記の参照書類である外国会社半期報告書を構成するインタリム・レポート（以下「2026年上半期インタリム・レポート」という。）の32頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

利益（報告数値ベース）

税引前当期純利益（報告数値ベース）は19.5十億米ドルであり、2025年上半期に比べ3.7十億米ドル増加した。これは主に、特別項目の純額ベースでの有利な影響2.2十億米ドルを反映したものであった。

2026年上半期における特別項目には、マルタ事業の売却計画に伴う売却目的保有への分類に際して認識した処分損0.3十億米ドル、当グループの組織簡素化に関連する再編費用0.3十億米ドル、および英国の生命保険事業の売却完了に伴う外貨換算準備金の組替調整に係る損失0.2十億米ドルが含まれていた。

2025年上半期における特別項目には、関連会社である交通銀行に係る希薄化および減損損失2.1十億米ドル、当グループの組織簡素化に関連する再編費用0.6十億米ドル、ならびにアルゼンチン事業の売却対価の一部として受領した米国預託証券（ADR）の公正価値損失0.1十億米ドルが含まれていた。

恒常為替ベースでは、税引前当期純利益19.5十億米ドルは2025年上半期に比べ3.5十億米ドル増加した。

恒常為替ベースで特別項目を除くと、税引前当期純利益は20.4十億米ドルであり、2025年上半期に比べ1.1十億米ドル（6％）増加した。

収益（報告数値ベース）

収益（報告数値ベース）は37.7十億米ドルであり、2025年上半期に比べ3.6十億米ドル（11％）増加した。これには、特別項目の前年同期比での純額ベースの有利な影響0.8十億米ドルが含まれており、これは主に、2025年上半期に認識された交通銀行に係る希薄化損失1.1十億米ドルが2026年上半期には発生しなかったことに関連するものであったが、2026年上半期における事業処分に伴う純損失により一部相殺された。

収益（特別項目を除く）は2.8十億米ドル（8％）増加した。これは、銀行業務の正味受取利息の増加ならびに手数料およびその他の収益の力強い成長を反映したものである。手数料およびその他の収益の成長は、IWPB事業および香港事業の両セグメントにおける投資商品販売の好調な業績、ならびに顧客活動の活発化に支えられたプライベート・バンキング業務の増加を反映したものであった。加えて、保険業務の手数料およびその他の収益も増加しており、これは主に香港における力強い新規ビジネスの成長を背景とした契約上のサービス・マージン（CSM）のリリース増加によるものであった。

手数料およびその他の収益は、全プロダクトにわたる成長を反映してホールセール・トランザクション・バンキング業務において増加したほか、コーポレート・センターにおいても一時的な不動産資産処分益0.2十億米ドルにより増加した。かかる増加は、英国、欧州および米国における合併・買収（M&A）業務および株式資本市場（以下「ECM」という。）業務の縮小に伴う、投資銀行業務の手数料およびその他の収益の減少により、一部相殺された。

正味受取利息

正味受取利息（NII）は2025年上半期に比べ1.4十億米ドル増加した。これは主に、預金残高の増加および構造的ヘッジをより高い利回りで再投資したことによる恩恵によるものであった。また、為替換算差額による0.4十億米ドルの有利な影響もあったが、0.1十億米ドルの不利な一時的項目の影響により一部相殺された。トレーディング収益および公正価値収益の創出に関連する資金調達費用は4.8十億米ドルであり、市場金利低下の影響がトレーディング残高の増加により概ね相殺されたことから、2025年上半期と比べ概ね安定していた。これらの費用および保険業務の正味受取利息を除いた銀行業務の正味受取利息は、1.6十億米ドル増加して22.9十億米ドルとなった。

恒常為替ベースでは、収益は2.9十億米ドル（8％）増加し、銀行業務の正味受取利息は1.1十億米ドル増加した。

特別項目 - 報告数値ベース

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル
収益		
処分、縮小、買収および関連費用	(426)	(139)
関連会社である交通銀行に対する持分の希薄化損失	-	(1,136)
収益の特別項目における為替換算	-	(62)
営業費用		
処分、縮小、買収および関連費用	(129)	(227)
再編その他の関連費用	(318)	(616)
営業費用の特別項目における為替換算	-	(19)
関連会社および合併会社		
関連会社である交通銀行に対する持分の減損損失	-	(1,000)
関連会社の特別項目における為替換算	-	(67)

予想信用損失（報告数値ベース）

予想信用損失（ECL）（報告数値ベース）は2.4十億米ドルであり、2025年上半期に比べ0.4十億米ドル（21％）増加した。2026年上半期の費用は主に、ホールセール・エクスポージャーに係るステージ3の費用を反映したものであり、これには法人および機関向けバンキング（CIB）事業における英国の金融スポンサーに関する詐欺取引関連の二次的証券化エクスポージャー0.4十億米ドル、ならびに香港の商業不動産（CRE）セクターに関連する0.2十億米ドルが含まれていた。2026年上半期にはまた、中東における紛争の継続に伴う不確実性を反映した引当金の増加も含まれていた。2025年上半期の予想信用損失には、香港の商業不動産（CRE）セクターに関連する費用0.5十億米ドル、ならびに地政学的緊張および貿易関税の引き上げに関連する引当金の増加が含まれていた。

営業費用（報告数値ベース）

営業費用（報告数値ベース）は17.4十億米ドルであり、2025年上半期に比べ0.4十億米ドル（2％）増加した。これには、為替換算差額による不利な影響0.4十億米ドルが含まれていた。かかる増加は、テクノロジーへの計画的支出および投資の増加、ならびにインフレの影響によるものであった。かかる増加は、当グループの組織簡素化によるコスト削減により、一部相殺された。

当グループの組織簡素化に関連する再編その他の関連費用0.3十億米ドルは、2025年上半期に比べ0.3十億米ドル減少した。目標ベースの営業費用は2025年上半期に比べ0.4十億米ドル（2％）増加した。

関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後）（報告数値ベース）

関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後）（報告数値ベース）は1.6十億米ドルとなり、0.9十億米ドル増加した。これは主に、2025年上半期に認識された交通銀行に対する減損損失1.0十億米ドルが2026年上半期には発生しなかったことによるものであった。

法人税費用

2026年上半期の法人税費用は4.2十億米ドルであり、実効税率は21.5％であった（2025年上半期：3.4十億米ドル、実効税率21.3％）。両期間とも、税務上認識されない一定の重大な特別項目が含まれており、これを除くと、2026年上半期の実効税率は20.9％であった（2025年上半期：19.7％）。

2026年第2回中間配当

2026年8月4日、取締役会は、2026年の第2回中間配当として普通株式1株当たり0.10米ドルの配当を発表した。詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの107頁を参照のこと。

収益（報告数値ベース）に対する経営陣の補足的な見解

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル	2026年上半期と2025年上半期の比較		
			百万米ドル	%	うち、 戦略的取引 ¹ 百万米ドル
銀行業務の正味受取利息（NII） ²	22,896	21,313	1,583	7	(15)
手数料およびその他の収益	15,272	14,084	1,188	8	(307)
- ウェルス業務	5,462	4,563	899	20	(134)
- ホールセール・トランザクション・バンキング業務	6,062	5,695	367	6	(4)
- その他	3,748	3,826	(78)	(2)	(169)
収益（特別項目を除く） ³	38,168	35,397	2,771	8	(322)
特別項目	(426)	(1,275)	849	67	(289)
収益	37,742	34,122	3,620	11	(611)

- 1 詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの32頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。
- 2 銀行業務の正味受取利息（NII）は非GAAP財務指標である。銀行業務の正味受取利息と報告数値ベースの正味受取利息の間の調整については、2026年上半期インタリム・レポートの23頁を参照のこと。収益に対する経営陣の補足的な見解では、銀行業務の正味受取利息から特別項目を除外しているが、2026年上半期において同項目はゼロであった（2025年上半期：ゼロ）。
- 3 収益（報告数値ベース）から収益（特別項目を除く）への調整については、2026年上半期インタリム・レポートの42頁を参照のこと。

2025年上半期と比較した税引前当期純利益の変動 -恒常為替ベース

2026年上半期と2025年上半期の比較

業績 - 恒常為替ベース	2026年 上半期	2025年 上半期	うち、 戦略的取引 ¹		
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%	百万米ドル
収益	37,742	34,812	2,930	8	(630)
予想信用損失（ECL）	(2,353)	(2,015)	(338)	(17)	2
営業費用合計	(17,426)	(17,451)	25	-	275
営業利益	17,963	15,346	2,617	17	(353)
関連会社および合併会社からの利益持分（減損 控除後）	1,559	655	904	>100	-
税引前当期純利益	19,522	16,001	3,521	22	(353)

1 詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの32頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

貸借対照表および資本

バランスシートの健全性

資産合計は3.4兆米ドルであり、報告数値ベースで2025年12月31日現在に比べ205十億米ドル増加し、恒常為替ベースでは232十億米ドル増加した。かかる増加には、金融投資残高の増加、トレーディング資産および決済口座残高の増加が含まれる。

顧客に対する貸付金も増加し、顧客口座残高に対する割合は、2025年12月31日現在の55％と比較して増加し、56％となった。

分配可能積立金

2026年6月30日現在のHSBCホールディングスの分配可能積立金は36.2十億米ドルであり、2025年12月31日現在に比べ10.0十億米ドル減少した。かかる減少は主に、普通株式の配当金およびその他Tier 1 債のクーポンの支払い110.0十億米ドルによるものであった。2026年上半期にHSBCホールディングスに生じた利益10.0十億米ドルは、2026年12月31日時点の分配可能積立金に反映される予定である。

資本および流動性ポジション

2026年6月30日現在のCET1比率は14.1％であり、2025年12月31日現在の14.9％から低下した。

当グループが保有していた適格流動資産の平均値は713.7十億米ドルであった。なお、これには、当グループ内の法人に帰属する適格流動資産で、現地規制により移転できないものは含まれていない。

事業セグメント

香港事業

業績 - 恒常為替ベース

	2026年上半期と2025年上半期の比較				
	2026年 上半期	2025年 上半期	うち、 戦略的取引 ¹		
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%	百万米ドル
収益	8,132	7,666	466	6	-
予想信用損失（ECL）	(540)	(857)	317	37	-
営業費用	(2,454)	(2,298)	(156)	(7)	-
税引前当期純利益	5,138	4,511	627	14	-

1 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの32頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

収益に対する経営陣の見解 - 恒常為替ベース

	2026年上半期と2025年上半期の比較				
	2026年 上半期	2025年 上半期	うち、 戦略的取引 ¹		
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%	百万米ドル
銀行業務の正味受取利息（NII） ²	5,975	5,724	251	4	-
手数料およびその他の収益 ³	2,157	1,942	215	11	-

- リテール・バンキング・アンド・ウェルス業務	1,581	1,357	224	17	-
- リテール・バンキング業務	204	175	29	17	-
- ウェルス業務	1,333	1,097	236	22	-
- その他	44	85	(41)	(48)	-
- コマーシャル・バンキング業務	576	585	(9)	(2)	-
- ホールセール・トランザクション・バンキング業務	384	362	22	6	-
- 与信・貸付業務	38	41	(3)	(7)	-
- その他	154	182	(28)	(15)	-
収益（特別項目を除く）	8,132	7,666	466	6	-
特別項目	-	-	-	n/a	-
収益	8,132	7,666	466	6	-
有形自己資本利益率（RoTE）（年率換算）（％）	44.3	34.3			
有形自己資本利益率（特別項目を除く）（年率換算）（％）	44.3	34.3			

- 1 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの32頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。
- 2 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2026年上半期インタリム・レポートの23頁を参照のこと。なお、香港事業においては、銀行業務の正味受取利息を算出するための正味受取利息に対する調整は行われていない。
- 3 手数料およびその他の収益に関する補足的分析については、2026年上半期インタリム・レポートの31頁を参照のこと。
- 4 マーケッツ・トレジャリー業務からの収益を含む。また、その他の特定の商品に帰属しない収益およびみなし税額控除も含まれる。
- 5 事業セグメント別のRoTE計算の詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの43頁を参照のこと。

特別項目

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル
営業費用		
再編その他の関連費用	(7)	(9)
営業費用の特別項目における為替換算	-	-

財務成績

税引前当期純利益は5.1十億米ドルであり、恒常為替ベースで2025年上半期に比べ0.6十億米ドル（14％）増加した。

収益は8.1十億米ドルであり、恒常為替ベースで0.5十億米ドル（6％）増加した。

銀行業務の正味受取利息は6.0十億米ドルであり、0.3十億米ドル（4％）増加した。かかる増加は、預金残高の増加および貸付残高の増加によるものであったが、預金のマージンの圧縮および2026年上半期における0.1十億米ドルの一時的な不利な影響により一部相殺された。

手数料およびその他の収益は2.2十億米ドルであり、0.2十億米ドル（11％）増加した。これは主に、顧客活動の活発化および投資資産残高の増加を反映した投資商品販売の好調な業績に牽引されたウェルス業務の成長によるものであった。

予想信用損失（ECL）は2026年上半期において0.5十億米ドルであり、恒常為替ベースで2025年上半期に比べ0.3十億米ドル減少した。これは主に、香港の商業不動産（CRE）セクターに関連する引当金の減少を反映したものであった。

営業費用は2.5十億米ドルであり、恒常為替ベースで0.2十億米ドル増加した。これは、当グループのウェルス業務への継続的投資およびインフレの影響によるものであったが、当グループの組織簡素化によるコスト削減により一部相殺された。

英国事業

業績 - 恒常為替ベース

2026年上半期と2025年上半期の比較

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル	うち、 戦略的取引 ¹ 百万米ドル		
			百万米ドル	%	
収益	6,530	6,241	289	5	-
予想信用損失（ECL）	(505)	(340)	(165)	(49)	-
営業費用	(2,693)	(2,672)	(21)	(1)	(1)
税引前当期純利益	3,332	3,229	103	3	(1)

1 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの32頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

収益に対する経営陣の見解 - 恒常為替ベース

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル	2026年上半期と2025年上半期の比較 うち、 戦略的取引 ¹ 百万米ドル		
			百万米ドル	%	
銀行業務の正味受取利息（NII） ²	5,681	5,353	328	6	-
手数料およびその他の収益 ³	849	888	(39)	(4)	-
- リテール・バンキング・アンド・ウェルス業務	328	327	1	-	-
- リテール・バンキング業務	133	138	(5)	(4)	-
- ウェルス業務	178	181	(3)	(2)	-
- その他	17	8	9	>100	-
- コマーシャル・バンキング業務	521	561	(40)	(7)	-
- ホールセール・トランザクション・バンキング業務	419	431	(12)	(3)	-
- 与信・貸付業務	122	113	9	8	-
- その他	(20)	17	(37)	>(100)	-
収益（特別項目を除く）	6,530	6,241	289	5	-
特別項目	-	-	-	n/a	-
収益	6,530	6,241	289	5	-
有形自己資本利益率（RoTE）（年率換算）（%）	20.8	22.5			
有形自己資本利益率（特別項目を除く）（年率換算）（%）	20.8	22.8			

- 1 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの32頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。
- 2 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2026年上半期インタリム・レポートの23頁を参照のこと。なお、英国事業においては、銀行業務の正味受取利息を算出するための正味受取利息に対する調整は行われていない。
- 3 手数料およびその他の収益に関する補足的分析については、2026年上半期インタリム・レポートの31頁を参照のこと。
- 4 マーケッツ・トレジャリー業務からの収益を含む。また、その他の特定の商品に帰属しない収益、およびみなし税額控除も含まれる。
- 5 事業セグメント別のRoTE計算の詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの43頁を参照のこと。

特別項目

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル
営業費用		
処分、縮小、買収および関連費用	-	1
再編その他の関連費用	(9)	(48)
営業費用の特別項目における為替換算	-	(1)

財務成績

税引前当期純利益は3.3十億米ドルであり、恒常為替ベースで2025年上半期に比べ0.1十億米ドル（3%）増加した。

収益は6.5十億米ドルであり、恒常為替ベースで0.3十億米ドル（5%）増加した。

銀行業務の正味受取利息は5.7十億米ドルであり、0.3十億米ドル（6％）増加した。これは、構造的ヘッジから継続的な恩恵を受けていること、法人向けおよびリテール向け貸付残高の増加、ならびに預金残高の増加を反映したものであったが、市場金利低下の影響により一部相殺された。

手数料およびその他の収益は0.8十億米ドルであり、2025年上半期に比べて39百万米ドル（4％）減少した。これは、マーケット・トレジャリー業務からの分配収益の減少、およびコマーシャル・バンキング業務における小規模企業向け口座の顧客支援を目的とした戦略的施策を反映したものであった。

予想信用損失（ECL）は2026年上半期において0.5十億米ドルであり、恒常為替ベースで2025年上半期に比べ0.2十億米ドル増加した。2026年上半期には、中東における紛争に関する影響について継続する不確実性を反映するため、追加的な引当金を計上したことが含まれていた。

営業費用は2.7十億米ドルであり、恒常為替ベースで21百万米ドル（1％）増加した。これは、支店のセキュリティに係る費用の増加、テクノロジーへの継続的な投資およびインフレの影響によるものであったが、当グループの組織簡素化によるコスト削減により一部相殺された。

法人および機関向けバンキング（CIB）事業

業績 - 恒常為替ベース

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル	2026年上半期と2025年上半期の比較		
			うち、 戦略的取引 ¹		
			百万米ドル	%	百万米ドル
収益	15,609	14,819	790	5	(87)
予想信用損失（ECL）	(894)	(313)	(581)	>(100)	-
営業費用	(7,465)	(7,701)	236	3	300
税引前当期純利益	7,250	6,805	445	7	213

1 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの32頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

収益に対する経営陣の見解 - 恒常為替ベース

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル	2026年上半期と2025年上半期の比較		
			うち、 戦略的取引 ¹		
			百万米ドル	%	百万米ドル
銀行業務の正味受取利息（NII） ²	8,023	7,458	565	8	(34)
手数料およびその他の収益 ³	7,564	7,361	203	3	(75)
- ホールセール・トランザクション・バンキング業務	5,259	5,014	245	5	(6)
- 投資銀行業務	542	550	(8)	(1)	(70)
- 債券・株式市場業務	1,586	1,548	38	2	(1)
- ホールセール与信・貸付業務	280	284	(4)	(1)	-
- その他	(103)	(35)	(68)	>(100)	2
収益（特別項目を除く）	15,587	14,819	768	5	(109)
特別項目	22	-	22	n/a	22
収益	15,609	14,819	790	5	(87)
有形自己資本利益率（RoTE）（年率換算）（％）	18.7	17.6			
有形自己資本利益率（特別項目を除く）（年率換算）（％）	18.9	18.6			

- 1 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの32頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。
- 2 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2026年上半期インタリム・レポートの23頁を参照のこと。なお、CIB事業においては、銀行業務の正味受取利息を算出するための正味受取利息に対する調整は行われていない。トレーディング資産および公正価値評価された純資産の資金調達に係る内部費用は、「手数料およびその他の収益」に計上されている。連結上、かかる資金調達費用は、コーポレート・センターにおいて除外されている。2026年上半期における当該資金調達費用は4.8十億米ドル（2025年上半期：4.8十億米ドル）であった。
- 3 手数料およびその他の収益に関する補足的分析については、2026年上半期インタリム・レポートの31頁を参照のこと。
- 4 マーケット・トレジャリー業務からの分配収益およびハイパーインフレーションの影響を含む。また、みなし税額控除も含まれる。

5 事業セグメント別のRoTE計算の詳細については、2026年上半年インタリム・レポートの43頁を参照のこと。

特別項目

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル
収益		
処分、縮小、買収および関連費用	22	-
収益の特別項目における為替換算	-	-
営業費用		
処分、縮小、買収および関連費用	(18)	(179)
再編その他の関連費用	(44)	(217)
営業費用の特別項目における為替換算	-	(10)

財務成績

税引前当期純利益は7.3十億米ドルであり、恒常為替ベースで2025年上半年に比べ0.4十億米ドル（7％）増加した。

収益は15.6十億米ドルであり、恒常為替ベースで0.8十億米ドル（5％）増加した。

銀行業務の正味受取利息は8.0十億米ドルであり、0.6十億米ドル（8％）増加した。これは、堅調な顧客需要を反映したグローバル・ペイメント・ソリューションズ（GPS）業務、グローバル・トレード・ソリューションズ（GTS）業務および証券サービス業務全般にわたる残高の増加によるものであった。銀行業務の正味受取利息についても、地金残高の増加に伴うトレーディング業務への資金投入の増加、および堅調な資金調達需要によっても上昇した。この増加は、欧州、メキシコおよび米国の当グループの主要な法人全体における残高の減少、および市場金利低下の影響によるクレジット・アンド・レンディング業務にかかる銀行業務の正味受取利息の減少により、一部相殺された。

手数料およびその他の収益は7.6十億米ドルであり、0.2十億米ドル（3％）増加した。

- ホールセール・トランザクション・バンキング業務では、手数料およびその他の収益は0.2十億米ドル（5％）増加した。これは主に、証券サービス業務、GPS業務およびGTS業務全般にわたる取引高の増加および新規案件獲得、ならびにグローバル外国為替業務における手数料およびその他の収益の増加を反映したものであった。GTS業務における一時的回収手数料も計上されている。
- 債券・株式市場業務では、手数料およびその他の収益は1.6十億米ドルであり、2025年上半年と比べ概ね横ばいであった。株式デリバティブにおける収益の増加および取引高増加によるプライム・ファイナンス収益の増加はあったものの、これらは地金残高の増加に伴う資金調達費用の増加により、概ね相殺された。
- 投資銀行業務では、手数料およびその他の収益は0.5十億米ドルであり、ファイナンス業務の成長が、英国、欧州および米国におけるM&A業務およびECM業務の段階的縮小による影響で相殺されたことから、概ね横ばいであった。
- 「その他」では、手数料およびその他の収益は2025年上半年に比べ0.1十億米ドル減少した。これは、2025年上半年のトルコにおけるハイパーインフレーション会計の影響およびマーケット・トレジャリー業務から配賦された手数料およびその他の収益の減少によるものであった。

予想信用損失（ECL）は2026年上半年において0.9十億米ドルであり、恒常為替ベースで2025年上半年に比べ0.6十億米ドル増加した。これには、英国の金融スポンサーに関する詐欺取引関連の二次的証券化エクスポージャーについての0.4十億米ドルの費用、アジアにおける費用の増加、および中東における紛争の継続に伴う不確実性を反映した引当金を計上したことが含まれていた。

営業費用は7.5十億米ドルであり、恒常為替ベースで2025年上半年に比べ0.2十億米ドル（3％）減少した。これは、当グループの組織簡素化によるコスト削減、および再編その他の関連費用の減少ならびに英国、欧州、米国におけるM&A業務およびECM業務の段階的縮小に伴う退職手当の減少を含む特別項目の有利な変動を反映したものであった。これらは、テクノロジーへの計画的支出および投資の増加ならびにインフレの影響により一部相殺された。

インターナショナル・ウェルス・アンド・プレミア・バンキング（IWPB）事業

業績 - 恒常為替ベース

2026年上半年と2025年上半年の比較

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル	うち、 戦略的取引 ¹ 百万米ドル		
			百万米ドル	%	
収益	7,739	7,284	455	6	(240)
予想信用損失（ECL）	(413)	(503)	90	18	2
営業費用	(4,727)	(4,647)	(80)	(2)	7
関連会社および合併会社からの利益持分（減損 控除後）	17	2	15	>100	-
税引前当期純利益	2,616	2,136	480	22	(231)

1 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの32頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

収益に対する経営陣の見解 - 恒常為替ベース

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル	2026年上半期と2025年上半期の比較 うち、 戦略的取引 ¹ 百万米ドル		
			百万米ドル	%	
銀行業務の正味受取利息（NII）²	3,494	3,622	(128)	(4)	(47)
手数料およびその他の収益	4,352	3,721	631	17	(145)
- リテール・バンキング業務	384	338	46	14	(2)
- ウェルス業務	3,951	3,358	593	18	(144)
- その他 ³	17	25	(8)	(32)	1
収益（特別項目を除く）	7,846	7,343	503	7	(192)
特別項目	(107)	(59)	(48)	(1)	(48)
収益	7,739	7,284	455	6	(240)
有形自己資本利益率（RoTE）（年率換算）（%）	24.8	16.8			
有形自己資本利益率（特別項目を除く）（年率換算）（%）	27.4	18.0			

1 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの32頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

2 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2026年上半期インタリム・レポートの23頁を参照のこと。IWPB事業における銀行業務の正味受取利息は、IWPB事業における正味受取利息合計から、保険業務における第三者との取引に係る正味受取利息（2026年上半期：0.1十億米ドル、2025年上半期：0.2十億米ドル）を控除することによって算出される。保険業務の正味受取利息合計は、ウェルス業務の「手数料およびその他の収益」に表示されている。

3 マーケッツ・トレジャリー業務からの分配収益およびハイパーインフレーションの影響を含む。また、その他の特定の商品に帰属しない収益も含まれる。

4 事業セグメント別のRoTE計算の詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの43頁を参照のこと。

特別項目

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル
収益		
処分、縮小、買収および関連費用	(107)	(57)
収益の特別項目における為替換算	-	(2)
営業費用		
処分、縮小、買収および関連費用	(36)	(5)
再編その他の関連費用	(66)	(79)
営業費用の特別項目における為替換算	-	(2)

財務成績

税引前当期純利益は2.6十億米ドルであり、恒常為替ベースで2025年上半期に比べ0.5十億米ドル（22%）増加した。これには、戦略的取引による不利な影響0.2十億米ドルおよび特別項目の影響が含まれていた。

収益は7.7十億米ドルであり、恒常為替ベースで0.5十億米ドル（6%）増加した。これには、戦略的取引による不利な影響0.2十億米ドルおよび特別項目の影響が含まれていた。

銀行業務の正味受取利息は3.5十億米ドルであり、0.1十億米ドル（４％）減少した。これは主に、預金に対する金利低下によるものであったが、残高の増加により一部相殺された。

手数料およびその他の収益は4.4十億米ドルであり、0.6十億米ドル（17％）増加した。これは、香港、中国本土、シンガポールおよび台湾を含む複数の市場において、また、全プロダクトにわたり幅広い成長を見せたウェルス業務が牽引したものであった。

ウェルス業務における手数料およびその他の収益は4.0十億米ドルであり、0.6十億米ドル（18％）増加した。これには、戦略的取引からの不利な影響0.1十億米ドルが含まれていた。

- 投資商品販売は0.2十億米ドル（37％）増加した。これは主にアジアにおけるミューチュアル・ファンドおよび仕組商品の売上増加によるものであった。
- 保険業務の収益は0.2十億米ドル（19％）増加した。これには、戦略的取引の影響0.1十億米ドルが含まれていた。かかる増加は、新規契約の力強い伸びを背景とした契約上のサービス・マージン（CSM）のリリースの増加、および主に中国本土における不利な契約に係る損失が2026年上半期には発生しなかったことを反映したものであった。
- プライベート・バンキング業務は0.1十億米ドル（14％）増加した。これは、事業施策に支えられた顧客活動の活発化が仲介業務およびトレーディング業務の好調な業績につながったこと、ならびに投資資産残高の増加に伴う継続的な手数料収益の増加によるものであった。

2026年上半期の特別項目は主に、英国の生命保険事業の売却完了に伴う外貨換算準備金の組替調整に係る損失0.2十億米ドルに関連するものであった。

予想信用損失（ECL）は2026年上半期において0.4十億米ドルであり、恒常為替ベースで2025年上半期に比べ0.1十億米ドル減少した。これは主に、無担保貸付の減少によるメキシコを中心とした費用の減少を反映したものであったが、残りのポートフォリオ全体における信用パフォーマンスは安定していた。

営業費用は4.7十億米ドルであり、恒常為替ベースで2025年上半期に比べ0.1十億米ドル（２％）増加した。これは主に、ウェルス業務への継続的投資、テクノロジーへの計画的な投資の増加、およびインフレの影響を反映したものであったが、これらは当グループの組織簡素化によるコスト削減により一部相殺された。

コーポレート・センター

業績 - 恒常為替ベース

	2026年上半期と2025年上半期の比較				
	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル	うち、 戦略的取引 ¹		
			百万米ドル	%	百万米ドル
収益	(268)	(1,198)	930	78	(303)
予想信用損失（ECL）	(1)	(2)	1	50	-
営業費用	(87)	(133)	46	35	(31)
関連会社および合併会社からの利益持分 （減損控除後）	1,542	653	889	>100	-
税引前当期純利益	1,186	(680)	1,866	>100	(334)

収益に対する経営陣の見解 - 恒常為替ベース

	2026年上半期と2025年上半期の比較				
	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル	うち、 戦略的取引 ¹		
			百万米ドル	%	百万米ドル
銀行業務の正味受取利息（NII） ²	(277)	(337)	60	18	66
手数料およびその他の収益 ³	350	417	(67)	(16)	(109)
収益（特別項目を除く）	73	80	(7)	(9)	(43)
特別項目	(341)	(1,278)	937	73	(260)
収益	(268)	(1,198)	930	78	(303)
有形自己資本利益率（RoTE）（年率換算） （％）	2.4	(2.8)			
有形自己資本利益率（特別項目を除く）（年率換算） （％）	4.6	8.0			

- 1 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの32頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。
- 2 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2026年上半期インタリム・レポートの23頁を参照のこと。コーポレート・センターにおける銀行業務の正味受取利息は、トレーディング資産および公正価値評価された純資産に係る内部費用を控除することにより算出され、当該資産に関連する収益は「トレーディング目的で保有するまたは公正価値評価で管理する金融商品からの純収益」に計上されている。コーポレート・センターにおける銀行業務の正味支払利息には、不動産資産およびテクノロジー関連資産に係る資金調達費用、ならびに2025年下半期の売却前における、当社が保有していたフランスの住宅ローンおよびその他特定の貸付ポートフォリオに係る銀行業務の正味受取利息が含まれている。
- 3 「手数料およびその他の収益」には、特定の取引に係る損益、発行済長期債務および関連するスワップに係る評価差異、金融商品の公正価値の変動、投資不動産および不動産処分に係る再評価損益、ならびに事業セグメントに分配されない連結調整およびその他の収益項目が含まれる。手数料その他の収益に関する補足的分析については、2026年上半期インタリム・レポートの31頁を参照のこと。
- 4 マーケッツ・トレジャリー業務からの収益、HSBCホールディングスの正味支払利息およびハイパーインフレーションの影響は、各事業セグメントにそれぞれの収益および費用と整合するように分配されている。当該分配のうち、2026年上半期のマーケッツ・トレジャリー業務からの収益の合計は1,018百万米ドル（2025年上半期：1,229百万米ドル）であった。
- 5 事業セグメント別のRoTE計算の詳細については、2026年上半期インタリム・レポートの43頁を参照のこと。

特別項目

	2026年 上半期 百万米ドル	2025年 上半期 百万米ドル
収益		
処分、縮小、買収および関連費用	(341)	(82)
関連会社である交通銀行に対する持分の希薄化損失	-	(1,136)
収益の特別項目における為替換算	-	(60)
営業費用		
処分、縮小、買収および関連費用	(75)	(44)
再編その他の関連費用	(192)	(263)
営業費用の特別項目における為替換算	-	(6)
関連会社および合併会社		
関連会社である交通銀行に対する持分の減損損失	-	(1,000)
関連会社の特別項目における為替換算	-	(67)

財務成績

税引前当期純利益は1.2十億米ドルであり、恒常為替ベースで2025年上半期に比べ1.9十億米ドル増加した。

収益は恒常為替ベースで0.9十億米ドル増加した。これには、特別項目の純額ベースでの有利な影響0.9十億米ドルが含まれていた。2026年上半期における特別項目には、主にマルタ事業の売却に伴う売却目的保有への分類に際して認識した処分損0.3十億米ドルが含まれていた。

2025年上半期における特別項目は、主に交通銀行に対する当グループの持分の希薄化に伴う損失1.1十億米ドルによるものであった。また、アルゼンチン事業の売却対価の一部として受領した米国預託証券（ADR）の公正価値損失0.1十億米ドルも含まれていた。

2026年上半期の銀行業務の正味受取利息は、正味受取利息から主にCIB事業におけるトレーディング資産および公正価値純資産に係る内部資金調達費用4.8十億米ドル（2025年上半期：4.8十億米ドル）を控除したものである。銀行業務の正味受取利息は恒常為替ベースで2025年上半期に比べ0.1十億米ドル増加した。これは主に、2025年下半期におけるフランスの住宅ローンおよびその他一定の貸付ポートフォリオの処分完了の影響を反映したものであった。

手数料およびその他の収益は0.4十億米ドルであり、2025年上半期に比べ0.1十億米ドル（16%）減少した。これは、当社が保有していたフランスの住宅ローンおよびその他特定の貸付ポートフォリオに関連する非適格ヘッジに係る0.1十億米ドルの公正価値評価益が2026年上半期には発生しなかったこと、ならびに金融商品および構造的な外国為替ヘッジに係る評価損によるものであり、これらは不動産資産の処分による一時的利益0.2十億米ドルにより、一部相殺された。

営業費用は0.1十億米ドルであり、恒常為替ベースで46百万米ドル減少した。これは主に、再編その他の関連費用の減少を含む特別項目の純額ベースでの有利な影響、および当グループの組織簡素化によるコスト削減によるものであった。

関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後）は1.5十億米ドルであり、恒常為替ベースで0.9十億米ドル増加した。これは主に、交通銀行に対する減損が2026年上半期には発生しなかったことによるものであった。

資本の概要

資本および流動性の健全性指標

	2026年6月30日現在	2025年12月31日現在
リスク加重資産（RWA）（十億米ドル）		
信用リスク	707.9	687.0
カウンターパーティー信用リスク	48.3	42.4
市場リスク	30.6	38.5
オペレーショナル・リスク	119.6	120.7
リスク加重資産（RWA）合計	906.4	888.6
自己資本（十億米ドル）		
普通株式等Tier 1 資本	127.7	132.6
Tier 1 資本	151.3	153.4
総自己資本	178.8	182.4
自己資本比率（％）		
普通株式等Tier 1 比率	14.1	14.9
Tier 1 比率	16.7	17.3
総自己資本比率	19.7	20.5
流動性カバレッジ比率（LCR）		
適格流動資産合計（十億米ドル）	713.7	702.1
純キャッシュ・アウトフロー合計（十億米ドル）	534.5	512.1
LCR（％）	134	137

当グループは、英国資本要求規則、PRAルールブック、ならびに該当する規制当局が採用し、HSBCに適用される自己資本の充実度、レバレッジおよび流動性に関するすべての法律、規則、要件、規定、ガイドライン、基準および方針を「健全性規則」と総称している。EU規制・指令（技術基準を含む。）という用語については、該当する場合、2018年欧州連合（離脱）法に基づき英国法に国内法化された規則・指令（英国法に基づくその後の改正を含む。）に読み替えるものとする。

上表の自己資本の数値および比率は、健全性規則に従い算出されている。2025年1月1日にIFRS第9号の経過措置が終了し、続いて2025年6月28日に英国資本要求規則のグランドファーザリング条項が終了した。したがって、当グループの自己資本の数値は、経過措置ベースと最終ベースのいずれにおいても同一である。流動性カバレッジ比率は、直前12か月間の平均値に基づいている。

規制上の数値および比率は、報告日現在の数値および比率を示している。当該数値および比率とその後規制当局に提出される届出書上の数値および比率との間で軽微な差異が生じる可能性がある。差異が重大である場合、当グループは、次期以降に修正再表示することがある。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

第四部【保証会社等の情報】

該当なし